

奈良国立文化財研究所年報

1965



奈良国立文化財研究所

目次

平城宮出土木簡	二
平城宮第22号調査報告書	三
千葉有馬出土遺物・秋篠寺小札	四
国像抄・春対寺地藏菩薩立像及舟形石器	五

秋篠寺調査概要	1
昭和39年度平城宮出土の木簡	2
位置と調査概要	3
春対寺所蔵地藏菩薩立像造像記	4
西大寺奥院首堂調査概要	5
阿彌井及阿彌井屋について	6
昭和39年度平城宮発掘調査概報	7
奈良国立文化財研究所要項	8

新雨者
未
不
止

名
多
之
出

夏
言
其
始
火
和
始
生
之
日

在
於
其
年

歲
之
大
之
歲
一
歲

雞
酒
而
其
都

少
都
其
百
十
枝
大
赤
米

畜
商
中

亦
村
其
所
以
五
十

禁
以
御
而
其
都

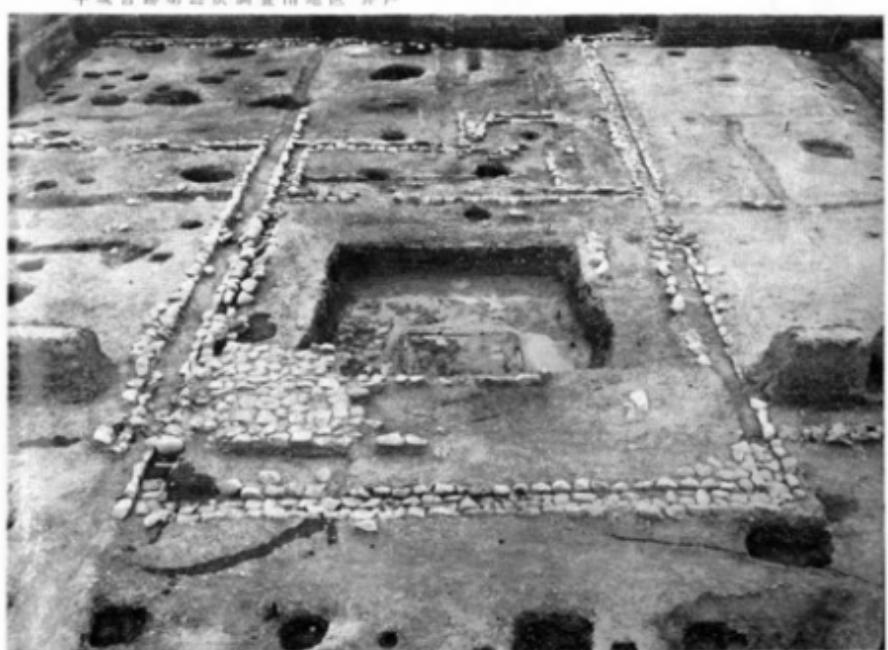
八
余
於
其
百
十
枝
大
赤
米

新
雨
竹
其
都

未
雨
而
其
古
有
未
春
未
至



平城宮跡第22次調査北地区 井戸



平城宮跡第22次調査南地区 井戸



平城宮跡第14次調査出土弥生式土器

秋篠寺木札

地藏菩薩立像

卷第九 巻末

圖像抄

秋 篠 寺 調 査 概 要

建造物研究室
歴史研究室
美術工芸研究室

昭和39年9月7日から1週間にわたって、建造物研究室は秋篠寺の寺地と本堂を調査した。調査中、本堂小屋裏から木札・絵馬類を発見したので、そのご歴史・美術工芸両研究室と共に秋篠寺の調査をおこなつた。以下、調査対象ごとにその概要を報告する。

1 寺 地

秋篠寺の名は『続日本紀』宝龜11年6月の項にみられるが、その創立年時は明瞭でなく、『興福寺首務撰鏡』には宝龜7年(776)、「秋篠寺起」には同11年(780)と異なつて伝えられている。現存する草舍のうち、本堂は鎌倉時代初期に建立されたものであるが、他はいずれも新しいものである。境内には金堂・東西両塔の跡が、上壇や礎石を残していく(西塔跡は現在本堂東側方に移しがれています)。旧規をしのぶことができる。

現境内は地形上四隅が限られ、判然とその範囲を示している。東限の東門の南北は、台地の東縁に当り、南限の南門東西には、築地根跡とみられる低い土堤が残る。また西・北は

第1回 秋篠寺寺地実測図

小道で限られ、それに内接して土壘状の高まりが認められる。これらに限られる境内は、東西500尺南北600尺の広さをもつ。

当研究所作製の1/1000地図上に、西大寺藏の京北班田図によつて秋葉寺周辺の衆里の坪の界線をひいてみると、秋葉寺の位置は内野寺と記される位置に適合し、現本堂は講堂、金堂跡は金堂、香水閣は香水井と、それぞれ衆里図に記される坪に合致するが、南大門の坪は現境内より南の坪に相当する。したがつて、旧寺地は現境内より広い範囲をもつて占めていたとみられよう。

地形からは、現境内の西・北辺を共通して、東・南を道路で限る広い区画が認められ、これを旧寺地とみなすと班田図の南大門の位置はこの範囲に含まれる。東京大学藏の西大寺・秋葉寺争論の図に、秋葉寺の南に土壘状の構築物が描かれているが、周辺の状況から現地形にあると、より広い区画の南限に相当し、旧寺地についての推測を裏付ける。とすれば、旧寺地は東西780尺南北800尺の広さになる。

伽藍中軸線として、現南門と本堂(講堂跡)前面中央間の中心を結ぶと、この軸線は東西両塔のほぼ中央をもつてゐるが、両塔の東西軸線や南門・金堂跡・本堂とは、等しく約2度傾く。前掲の争論図には、西大寺の西方を南北に通り秋葉寺南門に至る大道が描かれているが、これを1/1000地上で水田耕畔からたどると、旧京内では三坊大路に相当し、京北衆里地域から北は斜行して秋葉寺に至つてゐる。伽藍中軸線はこの斜行する大道と同じ方位をもち興味深し。

境内の遺跡について簡単に述べる。塔跡の礎石は奈良時代の特徴をもつ出納のある円柱座を造りだした礎石である。現状では原位置にあ

る礎石は少いが、移動した礎石位置から旧平面を推定すると、方15尺ほどの小さな塔になる。金堂礎石は、塔と異つて柱座の通りだしのない自然石そのまゝであり、本堂礎石に似る。前述の伽藍中軸線から考へると、金堂は9間×7間になり、柱間は正面中央が10尺その他間9.5尺ほどとみられる。『藤起』には保延元年(1056)6月講堂を廃すほか一山火上したと云えられ、講堂が鎌倉時代初期に再建されていることや金堂の礎石、柱間寸法(本堂柱間に似る)などから考慮すれば、現在残る金堂跡の礎石は、奈良時代当初のものでなく、本堂と同じ頃に造られた金堂の遺跡でないかと推定される。

(工藝部)

2 本 堂

本堂は明治31年特別保護建造物に指定され同年解体修理をうけている。昭和25年に国宝に指定された。構造形式は桁行5間梁間4間、單層寄棟本丸葺、四隅のみに束のある増上積基壇を有し正・背面各中央1間に4級の石階をもつ。礎石は花崗岩自然石、床面はたゝき上間柱はすべて円柱。斗拱半三斗。中備間斗束。身舎では大斗上に大虹梁を、側入側間は蟹虹梁をかける。虹梁先端はいざれも鰐の尾とする。

身舎では大虹梁上に直接天井格縫をのせ組入天井を張り、庇では化粧軒裏とし、角梁等一軒、切妻甲。正面中央3間戸口、両端間襖子窓。側面南より2間ならばに背面中央間は戸口、他は土壁としている。柱間と襖割は桁行中央3間は12.55尺(16支)、梁行中央2間は10.03尺(13支)、脇間は9.32尺(12支)であり、これらはそれぞれ造営尺の12.5尺・10尺・9.35尺にあたるとみられる。柱高は側柱11.5尺、入側柱は14.5尺、柱径は側柱で1.4尺弱、入側柱は1.2尺ほどある。身舎背曲

3間は土壁で中央間に小さい戸口を設ける。この壁面の前に東西26尺

・南北6尺ほどの木製从置を置く。(第2回C)

復原的考察の資料となる柱・小屋材のうち、倒柱は明治修理にす

べて高根離されて残るが、側柱は東側面より第一・背面東より第二

・第四の合計3本のみ残して明治材となり、小屋も明治修理の際にま

つたく形式を変更され、一部に旧材の断片を使用しているのみである。

しかし、その他の部材はほぼ当初材と明治材とに大別でき、中間の

補足材は少數なので当初から明治修理までは大きな構造上の変更を受

けなかつたようである。そこで柱・梁などに残る各種の痕跡から旧

状の復原的考察を行うこととした。

ます。正面入側柱南面と東面より第二柱の南面に注意すると、こ

れら柱表面と虹梁下面にはかなりの風蝕がみられ、もと前面側柱通

りが吹き抜してはなかつたか、と思われる。

N 第2回 本堂平床堂西面

(A) 背 面

(B) 中供東面

(C) 床 狹

○ 当初材の柱

以上から、以前は前面入側柱より低い内法(鶴居間5尺
程)の格子の上に高さ約26尺ほどの欄間がつき、西端の
側柱間では格子上が土壁になつていていたこと。東端間で
は格子ではなく小壁片引戸だつたことになる。これを後
に中央三間分の格子戸の内法を高め、特に中央一間の格
子は特に一段と高くし欄間は切り縮められたのである。

(第2回B)

正面入側西より第二柱(身寄西南隅)の正背面に地長押とりつき
痕とみられる風蝕と釘穴がある。他の柱は高根離で痕跡が消滅して
いる。同じく正面入側通の各柱間に鶴居とりつけの当りと釘穴とみら
れるものがあつて、とりつけた時の材の咬み痕、整たての痕、当りに
よる風蝕をもとどめる。中央二間ではこの取付痕がほど内法高位置
にあるとともに、中央一間ではそれよりゆるく、両脇では2尺ほど上
にも同様とりつけ痕が残る。たゞし東端間では同取付痕跡が他の間よ
り5寸程度高く、鶴居より上に壁間渡穴、側柱内面では鶴居より下に外
に纏して壁の痕跡がある。

以上のような痕跡を考慮しながら明治修理前の実測図をみると正面
中央間の上方の鶴居痕跡附近に横材を通し、上に垂欄間を描いてい
る。そこで上方の鶴居痕跡は修理直前の状態とみられるが、下方の痕
跡にみられる横材当たりも大きさは等しいので、もと下方にあつた鶴居
を後に上へ挙げたものであろう。横材痕跡より上には欄
間の当りをしめす丹土と風蝕差、巾約2寸7分をへだて

て二列の止釘穴跡がある。

以上から、以前は前面入側柱より低い内法(鶴居間5尺

しかし、このような格子のみの戸建りで前面を吹きはなしたのかどうかは疑問が生じる。前面側柱が一本も残っていないので決定的な証拠は得られないが、現戸口脇の方立へとすり替へは現扉側に開渡穴

があり、反対側壁つきの方の上端に欄の仕口らしいものとそれより下方に巾一寸の小穴が続いているらしい。そこでもしこの方立が左右入れちがい、開渡が柱に向かい壁がついたとすると、方立に欄がとりつくことになり異例であるし欄の下に小穴が通るもの考えられないことから、この方立は元来方立外の脇柱を削ったもので、この脇柱上方に欄がつき、下の小穴に方立が入つたものと考えられる。

ところで人側通り中央三間にこのような戸口を用いたかどうかについては、現状では内法長押も脇柱も底跡を残さないが、柱面に添木してそれに間渡穴を穿つた例もあり、そのような添木止釘穴とみられるものも拾うことができる。また内法長押を用いず無目を入れたともみられる痕跡も黒虹梁の仕口より約5分上った位置に存在する。

そこで、先に述べた正面戸口の方立がもと角柱で、現在妻戸に用いられている古い方立がその角柱の小穴に埋められたことをみると、人側通り間に納まつていた旧屏を高さだけ縮めて前面側通りに移したことを見定める。

し、人側には格子および欄間にによる間仕切を入れ、後さらに格子のせり高めて欄間を切縮めたことになる。

現在正面両脇にある通子窓は様式上室町頃のものとみられるので戸口が側通りに移された時、またはさらに後の時期に附加されたこととなる。なお、現仏壇は剥巴枝つきの古い納物台を改造したものようであるが、その下には古い仏壇の土壇が残り、一部に凝灰岩石材が使用されている。

明治修理前の小屋構造は実測図によると大虹梁両端附近に束を立て野梁を受け、さらに棟束で棟木を支える主体構造が残されており、あるいは創建時のものが補修されて使われていたか、とみられる。小屋内に現在使われている古材断片に「二年六月上棟」の墨書の左半分があるが年号部分は残っていない。

以上のような復原をみとめると、唐招提寺金堂と同様な前面吹き放しの建築が、從来知られていた興福寺東金堂・高光寺本堂以外にも存在していたことになり、奈良時代と同様な仏堂の空間構成が鎌倉時代初頭にも採用された重要な実例となろう。

(次付 仁)

3 木札

本堂小屋裏より発見された木札は完形品、断簡合せて25点である。そのうち通札など4点を除く21点は秋篠寺修一月夜在祇頭差定札であるが、ここではこれに重点をおいて述べる。

25点中、完形品は53点、年号記載の断簡は81点に上る。その時期は鎌倉時代末の嘉慶2年(1202)から室町時代後期の大永4年(1524)に間が空いていたためであろう。(第2回A)これを後に屏を開通りに移

及る約200年間に属するものである(第1・2表参照)。

矩形の板の上端を直頭に切落した形のものが大部分を占め、一部は矩形の板のままである。高さは15~21cm、巾は6~10cmと大きさにはかなりの相違がある。その本文は大同小異であるから、その代表例として2点を選び次に掲げる。

例「差定 秋篠寺修二月夜莊嚴事

三番頭

五郎三郎
大河 フ・カワ

右任恒例依家儀所差定如件

大行事實社十三所大明神八所御靈

(以上略)

右任

若王子宰相三所大明神証誠

(以上略)

奉師如來太元明王五大力井

使者堂裏子

応永二年二月三日 敬白

以上略

例「差定 秋篠寺修二月夜莊嚴頭事

三番頭 モ四郎 ラシタマ

右任恒例依家儀差定所如件

大行事實社十三所大明神

(以上略)

八所御靈若王子宰相三所大明神

証誠奉師如來太元明王

五大力井

使者堂裏子

永正二年丑二月三日 敬白

これらは秋篠寺での修二月会夜莊嚴の頭を定めたものである。本札には「明年」とあるが、このように「明年」または「明年頭」と特に注記されたものは8点のみである。しかし日附は「二月 日」とあるもの1点を除いては、いずれも皆2月3日であるから、特に注記されていないものも、翌年の頭を定めたものと考えられる。

頭は一番頭から三番頭までの三つに分れていたようであるが、現存するのは一番頭~2点、「番頭11点で、他はすべて三番頭である。三番頭のみは複数であったようであるが、永正8年(1511)には現在明かただけでも7人もおり、毎年かなりの數かいたものと考えられる。

一・二・三番頭それぞれがどのようない殿日をもつていたかは明らかでない。その記載を見ると「番頭は「良尊」「シンシャウトノキタウ」といずれも法名を持つている。「番頭は住所の記されないもの~6、ワキタ~2、テラウチ~1、ヨヤノサカ~1、大川~1と住所の記されないものが過半数をしめている。ところが三番頭は数多くある中で、住所の記載されないのは僅かに5例に過ぎない。住所の記載のないものはたまたま書落されたということとも考えられよう。しかし「某殿」と殿を付けて呼ばれている者(地侍層)に住所が記されていないことから考へると、住所の記載のない者は住所を記さなくともわかるようなもの、即ちかなりの有力者があつたことによるものではなからうか。こう考へれば「番頭はもとより、一番頭もかなりの有力者がなつたものと考えられる。

三番頭についても「某殿」と呼ばれる地侍層がいた。住所のわかるもの113点中、忍箭~27、中山~25、大川~12、その他~49と、秋篠寺

しかし、このような格子のみの戸締りで前面を吹きはなしたのかどうかは疑問が生じる。前面側柱が一本も残っていないので決定的な証拠は得られないが、現戸口脇の方立（ヲオメスズ）は現扉側に開渡穴があり、反対側脇壁つきの方の上端に櫛の仕口らしいものとそれより下方に巾1.8寸の小穴が続いて残っているらしい。そこでもこの方立が左右入れ替がい、開渡が柱に向かい櫛がいたとすると、方立に櫛がとりつくことになり異例であるし櫛の下に小穴が通るのも考えられないことから、この方立は元末方立外の脇柱を削ったもので、この脇柱上方に櫛がつき、下の小穴に方立が入つたものと考えられる。

ところで入側通り中央三間にこのような戸口を用いたかどうかについては、現状では内法長押も脇壁も痕跡を残さないが、柱面に添木してそれに間渡穴を穿つた例もあり、そのような添木止釘穴とみられるものも拾うことができる。また内法長押を用いず無目を入れたともみられる痕跡も櫛枠の仕口より約5分上った位置に存在する。

そこで、先に述べた正面戸口の方立がもと角柱で、現在妻戸に用いられている古い方立がその角柱の小穴にはめられていたことをみるとると、入側通り間に納まっていた旧扉を高さだけ縮めて前面側通りに移したことを見定できる。

すなわち、この本堂の建立当初の姿は正面側通りは吹放し、入側正面中央三間は扉、両端間は壁（柱面に添木したとみられる釘穴あり）。裏側より一間目も正面と同様な脇仕立てとみられる。（東側南より第一柱北面内側に頃貫より下の「す」などの間、外からの風神あり、戸口上無日と頃貫の間が空いていたためであろう）（第2図A）これを後に扉を側通りに移

し、入側には格子および櫛間による間仕切を入れ、後さらに格子のせを高めて櫛間を切縮めたことになる。

現在正面両脇にある達子窓は様式上室町頃のものとみられるので、戸口が側通りに移された時、またはさらに後の時期に附加されたこととなる。なお、現仏壇は剣巴彌つきの古い飾物台を改造したものであるが、その下には古い仏壇の土壙が残り、一部に凝灰岩石材が使用されている。

明治修復前的小屋構造は実測図によると大虹梁両端附近に束を立てて屋架を受け、さらに棟梁で棟木を支える主體構造が残されており、あるいは創建時のものが補修されて使われていたか、とみられる。小屋内に現在使われている古材断片に「三年六月上棟」の墨書の左半分があるが年号部分は残っていない。

以上のような復原をみると、唐招提寺金堂と同様な前面吹き放しの建築が、従来知られていた興福寺東金堂・興光寺本堂以外にも存 在していたことになり、奈良時代と同様な仏堂の空間構成が鎌倉時代初頭にも採用された重要な実例となる。

3 木 札

本堂小屋裏より発見された木札は完形品、断簡合せて35点である。そのうち巡礼札など4点を除く31点は秋篠寺修二月夜庄嚴頭差定札であるが、ここではこれに重点をおいて述べる。

該1点中、完形品は53点、年号記載の断簡は81点に上る。その時期は建武時代末の嘉慶2年（1337）から室町時代後期の大永4年（1524）に

及ぶ約200年間に属するものである(第1-2表参照)。

矩形の板の上端を圭頭に切落した形のものが大部分を占め、一部は矩形の板のままである。高さは15~21cm、巾は6~10cmと大きさにはかなりの相違がある。その本文は大同小異であるから、その代表例として「差定 秋篠寺修二月夜莊嚴事」として2点を選び次に掲げる。

時「差定 秋篠寺修二月夜莊嚴事

三番頭 五郎三郎 大河 ラ・カワ

右任恒例依衆儀所差定印件

大行事社十三所大明神八所御靈

右下書

若王子掌相三所大明神証誠

薬師如來太元明王五大力菩

使者堂童子

応永二年丁二月三日 敬白

明年 三番頭 ゴモ四郎 ラシクマ

右任恒例依衆儀所差定印件

大行事社十三所大明神

右上書

八所御靈若王子掌相三所大明神

証誠儀師如來太元明王

五大力菩

使者堂童子

永正二年乙二月三日 敬白

秋篠寺調査概要

これらは秋篠寺での修二月会夜莊嚴の頭を定めたものである。木札には「明年」とあるが、このように「明年」または「明年頭」と特に記されたものは8点のみである。しかし日附は「二月 日」とあるもの1点を除いては、いずれも皆2月3日であるから、特に記されていないものも、翌年の頭を定めたものと考えられる。

頭は一番頭から三番頭までの3つに分れていたようであるが、現存するのは一番頭~二点(二番頭11点で、他はすべて三番頭である。三番頭のみは複数であったようであるが、永正8年(1511)には現在明かただけでも7人もおり、毎年かなりの数がいたものと考えられる。

「一・二・三番頭それぞれがどのような役目をもつて、いたかは明かでない。その記載を見ると「番頭は「良尊」「シンシヤウトノキタウ」「ソング」といずれも法名を持っている。「番頭は住所の記されないもの(6、ワギターチー2、チラウチー1、ユヤノサカー1、大河ー1)と住所の記されないものが過半数をしめている。ところが三番頭は数多くある中で、

住所の記載されないのは僅かに5例に過ぎない。住所の記載のないものはたまたま落されたということとも考えられよう。しかし「某殿」と殿を付けて呼ばれている者(地侍層)に住所が記されていないことから考へると、住所の記載のない者は住所を記さなくてわかるようなもの、即ちかなりの有力者であつたことによるものではなかろうか。こう考へれば「番頭はもとより、二番頭もかなりの有力者がなつたものと考えられる。

三番頭についても「某殿」と呼ばれる地侍層がいた。住所のわかるもの11点中、忍飛ー27、中山ー25、大河ー12、その他ー49と、秋篠寺

〔第一表・年号記載のもの〕

「第3表 年別をつくもの」

のすぐ北に当る忍無・中山・大川の三ヶ所で過半数を占めている。ところがこのように數の多い三ヶ所でも、同一人物が見られないことは注目してよい。史料は一部しか残っていないから、同一人物が再度動作することはなかつたということはできない。しかしこのように現在知られる限りでは、男女を問わず同一人物がないということから考へると、忍無・中山・大川などでは有力者のみならず、かなり広い層の住民までが交替で頭役を勤仕することになつてゐたのではないか。

その他の地で頭役を勤仕した者は西大寺・香原・山陵・宝来・ホンケン（法華寺）など秋篠寺から比較的近いところの他に、やや離れた奈良・三条・九条・高山など、東方山間部を除く現在の奈良市域附近に分布している。

しかし更に注目すべきことは、それが山城南部にまで及んでいることである。乾谷・柘榴・山田の地は、山城国とはいっても秋篠寺から直線距離で4km足らずで、奈良よりは近距離にある。ところが加茂・カイチウゼン（龜住山）はかなり遠距離にあり、こうしたところからもわざわざ夜行頭役を勤仕しに來てゐる。

このように頭役の勤仕者は寺の附近から奈良、更には南山城にかけて分布している。その分布がかなり広範囲であることを考慮すると、頭役勤仕者は単に所領關係のみによるものではなく、当寺に対する信仰がこの地域にかなり払つていたことにもよるのでなかろうか。

なおこの地に2点の冊三所頤札がある。この本札の一つは次のとおりである。

「義・卅三所頤札同行二人」

明治五年丙午月廿二日

中央には一円孔が穿たれており、巡礼者が当寺の堂宇のしかるべき所に懸けていたものであろう。最初の梵字は形が乱れてはいるが、十一面觀音を意味する「キヤ」と考えられる。また今一つの巡礼札の頭には左半分を欠いてはいるが梵字の「キリーダ」と見られるものおよびその右下に「サ」（觀音）があり、阿弥陀・觀音・勢至の三尊と推定される。したがつてこの「卅三所」はおそらくは三十三所觀音（西園）のことと考えられる。巡礼者が觀音靈場巡礼の途次、秋篠寺に立寄り、この札を懸けていつたのであろう。

中世の秋篠寺を研究するに當つて、史料の乏しいことがその妨げとなつてゐる。以上に述べた本札はその数が多く、内容的にもよくまとまっており、中世における寺の地位を知る上で重要な手稿の一つとなる。また当時の庶民の信仰を知るのに役立つものである。しかもこうした本札は比較的遺品が少く、そうした点においても貴重な資料といえよう。

（田中 稔）

新出の船馬は5点（7枚）。完形のものはない。その概況はつきの

知らであります。

- 〔品質・形状〕 1、「応永」銘黒駒絵馬。高6.1cm、巾14.7cm。桧板、上部に(小穴2、裏面)生漆を塗り小面取。下部欠落。銘文「奉施」応永。(第4図)
- 2、本葵駒絵馬。上片・高4.4、巾5.6、下片・高4.4cm。桧板、上片上部に小穴2。上・下2片に分れ中間部分は欠落。銘文「秋葉」葵飾。右心「令満足」如作「^カ満足」。長「御月廿七」。(555)
- 3、朱彩駒絵馬。高5.1、巾7.0cm桧板。上部に小穴1。いま2片にわかれているが一具。馬身を朱で刷く。
- 4、人面のある駒絵馬。高3.2、巾8.4cm。桧板。小穴1。下部欠落。
- 5、馬頭の絵馬。高6.1、巾18.0cm。桧板。上部欠落。

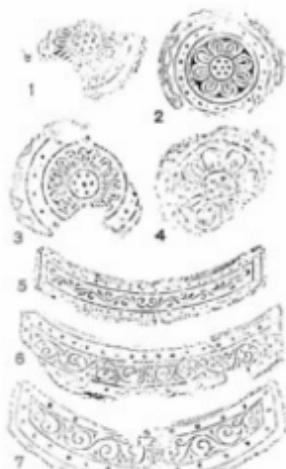
(技法) 板の表地の上

に墨描、朱の淡彩という単純な技法である。
デフサン力は巧緻とはいえない。技法・造形力ともにいかにも素朴な絵馬である。いづれも小型で、上邊に縦穴と考えられる小穴が一つ、二つうちがたれていて、奉懸の状態を想像させる」とくに、「応永」銘黒駒絵馬については、馬身を墨で平刷し、鼻梁やたてがみなどの細部を墨で表現している技法や、銘文のみられる裏面の生漆塗、小面取のつくりなどが注目される。

〔内宮〕 古代の祈雨、祈晴にかかる黒駒、赤毛馬の伝統を、かすかに形としては伝えていて、近世通見の風俗駒馬と別の趣をもつていて。しかし神前の大祭としてではなく、薬師寺への御奉納の駒馬であることは、前項木札型の性質と一致して考慮に値する。また、紀年銘が「応永」(1394-1428)、長様(1407-1465)から享宇(1397-1439)にのぼることとは、ほとんど空白の室町中期以前の駒馬資料として注目される点である。

なお、これらの一部については、「秋葉寺御用の駒馬」、大和文化研究・第10卷(1981)において紹介しているので、参照されたい。(平野)

第5回 長様(享) 銘絵馬



第6図 秋葉寺所蔵瓦

5 瓦

秋葉寺には、同寺付近で出土した瓦が一部あつめられており、今回これらの瓦を調査した。

調査による最大の収穫は、縁軸軒丸瓦（径15cm、厚さ2.4mm）をみいたことである。複弁六弁に間弁を配した、奈良末の形式（1）であつて、地は淡褐色を呈し、淡緑色の釉は、いま大部分剥落している。

奈良時代の瓦は、軒丸瓦五形式、軒平瓦一形式の35点である。このうち軒平瓦の一形式（5）は15点を占め、うち7点が東塔跡出土品である。

他の形式は、1、2点ずつみられるにすぎない。平城宮跡出土瓦と同形のものとしては、805・807（3）、834A（2）、876（6）の各形式があり、東大寺出土瓦と同形ののは形式もみられる（5）。

平安時代の瓦（4）・鎌倉時代の瓦はおのの数点ずつのみである。室町時代以降の瓦は30数点あり、軒丸瓦には巴文をもつものが多い。

（監修 舟

——口絵・木簡——

「造酒司司長等大名手帳
自賀書」

「造酒志紀録」
官者貢送給狀知必番日向□

「監物史生等謹啓 酒一二合
右依望處分□以狀」

「山田郡建佐酒部枚夫赤木」

「西村郷御酒米五斗」
「八井郷春御酒米五斗」

「荒河郷御酒米五斗」
「丹後國竹野郡秦野郷妹部古与曾赤春米五斗」

昭和39年度平城宮調査出土の木簡

平城宮跡発掘調査部

平城宮の発掘で、第5次調査の最初の木簡提出以来、現在までに出土した木簡の总数は337点にのぼる。そのうち、第14次調査から第22次調査までに検出したのは、152点である。

第16・17次の朱雀門地区(6A BX・6A BY区)の調査では、朱雀門の北を南北に走る溝SK1900から、過所札を含む19点の木簡を発見した。過所札は、長さ50cm・幅3.5cmの長方形の材の表裏に次のような記載がある。

(表)「開口司印解直江國蒲生郡阿波里人大初上阿印○勝足石許田作人」
(表)「同伊刀古麻呂大毛女右人左京小治町大初上阿波魯曾安戸人右一
送行手我那美毛社馬鹿七栗谷尾前都御使」

公式令集解の古記によると、過所には竹木札も用いており、和鋼等の製造に關係するものである。この土塼からは、フミヅの口の破片や

年5月1日の格以後は圓印を捺すようになったとある。印を捺すには木簡は不適当だし、この木簡にも印はない。出土状況から確實な年代をきめることはできないが、作出した土器からすると、平城宮創設当初のものと推定され、文面の上から上眼は官儀の表記が大宝令のものであるから大宝元年とする。下眼は前に出の和銅8年格でおさえることができる。他に「捉人」の名辭のみえる断片がある。



第14回 過所札

鉄洋類似品が出ており、木簡の記載内容と符合する。おそらく、治金関係の工房がこの付近にあったのだらう。作出した土器からすると、天平末年までのものである。

第二次内裏外郭内にあたる6AAC区の第20次調査では、木簡が3個所の土壤から出土している。点数は、SK2101が349点、SK2102が11点、SK2107が17点である。このうち、前者から出土した造営関係の木簡が顕著である。(注記しないものはSK2101出土である)

(表)「北□所造 事目十六便 用三手 檻□五隻 用四手」
(裏)「井戸家十六枚 本受鉄卅二斤十兩 金卅一斤十兩」
これ(SK2102)は、此□所で製作した隣關係金具の使用材料の報告と送付状である。また、「飛炎字助釘七寸」「飛炎字釘六寸」や「□□平釘」(SK2102)のような建築部材をとめる釘につけた付札や、建築部材を記した「辺附六枚」(SK2102)があり、さらには京都府木津町からの部材の送付を報じた「表泉進上材十一束中」(表一
又八束)がある。

(裏付宿奈麻呂) (SK2102)がある。

以上の送付をしめす木簡のほかに、番長・藏主・史生・書人などの下級官人の飯の請求文書や宿の納入に関するものがある。なお、始めて題題片(第2回)を検出した。「一面に「寢宮常 請算物」と二行。他

面に「二年」とある。常宮は万葉集601の東常宮であろうか。第21次の調査は、第2次内裏内郭の東から推定宮城東限にいたる部分でおこない、内裏外郭築地の東20mに平行して南北に走る玉石積の溝(STD700)から木簡を発見した。この溝では、遺物を含む土砂が層位



第2回 題題片

ているものをみると、満底から天平初年、中ほどで天平宝字年間、最上層で延暦元年があり、作出した他の遺物の年代の推定が可能となつた。出土木簡の総点数は93点である。

(表)「辛苦之間人夫持少ニ糧皆食」(裏)「麦廿斗見十六手」
(裏付)「斛伍斗如數道所ノ注狀」(裏)「方呂今」
また、人夫の食料支給を求めたともえる

(表)「辛苦之間人夫持少ニ糧皆食」(裏)「麦廿斗見十六手」
(裏付)「斛伍斗如數道所ノ注狀」(裏)「方呂今」
がある。このほかに、「表泉進上材十一束中」(表一
又八束)や「本工寮」(申請)、断簡たが天女司、宮内、典膳などの官司名のみえるものがあり、その多くが宮内省関係であることは、出土した溝が内裏に近いことと無関係であるまい。荷札付札の類では、新しく

山城・丹波・丹後、淡路の国々からの貢進物のものを見出された。第22次の調査は6AACと6AAF区にわかれ実施した。6AAC

区の木簡 584 点のはとんどは溝 SD3035 から出土したものである。こ

の溝では、主に溝底の泥砂層とその上に堆積した有機質を含む土層から木簡を検出した。この一群の木簡では、酒に関する内容のものが多いたことが注目される。最初に造酒司の名のみえるものをあげると

(表) 造酒司
長等 大方形木筒

(表) 宣旨書付送給状知必番日向

(表) 十一月十六日水詰

高尾山が白山

酒米五斗

「表荒河御酒米五斗(實)質差里」

「表尾張國中島郡石作

里

は

「表

酒米五斗

九月廿七日

「八分櫛谷御酒米五斗」など、酒米の付札

だが、表に「造酒司解中□人」とあり、裏は長方形の材を横に用いて、

連続して何行も書き、あたかも酒の支給簿のものである。この種のものは削り刷のなかにも多いし、少し異なるが、「表親王八升 三倍四人一斗二升」(裏)「表人六升」もその類であろう。

また、「表」合「酒」升「右」^印「表」務急其仰望重篤分朝「首死罪」や、「表」監生等謹啓「酒」二合「右」^印「表」務急其仰望重篤分朝「酒」の見分の許しを求めたものであり、「表」酒五升「大藏主」^印「表」升「升」は酒の使途を示したもの。

(表) 酒志紀御^印「麗山入四斗」升は

赤米貢進の付札が多いのも特色で、「表播磨國赤穂郡」「表」^印「表」赤米貢進五斗」「山田郡建佐酒門赤米」「水上郡井原郷上里

赤米貢進五斗」「丹後國竹野郡「野瀬保部吉子曾赤米^印」「表」^印「表」赤米貢進五斗」などがある。

赤米は、天平6年の尾張國正税帳に「酒料赤米」なる記載がある。赤米は、やはり酒造との関係を考えることができる。なお、最初の播磨國の赤米貢進札は、美濃國の大室戸籍例以外の五件の新史料である。

このほかに、他の木簡出土遺構と同様な御賃や調達の貢進のときの荷札があり、「紀伊國无爾郡進上御賃銀錢八升」「青龍御賃伊和志加五升」や「安房國朝夷郡健田郷仲村里口私部真島調賦六斤三列長四尺五寸東一束 黄表六年十月」など各地各種類のものがある。

以上述べた溝 SD3035 出土の木簡では、紀年をもつものは空龜2年か、天平4年まであり、平城宮の初期に集中している。

この溝 SD3035 の北には、別に述べるように、大方形の井戸が



昭和29年鹿手城古跡出土の木簡

第三図 一二基あつて、木簡の内容から多量の水を必要とする造酒司あるいはその工房がこの付近にあつたとする推定と符合する。平城

佐佐木一少佐



第4回 佐佐木

柱穴・溝など各種あり、その各々から少量ずつ出土している。現在遺物の調査結果とその他の遺物が未整理であり、それらを総合した結論は出ていない。そのため、こゝでは一括して、その内容を概観するにとどめておく。

まず文書風の内容をもつものをあげると、請求文書として、飯を請求した「表請飯三升 開洗布御食料」(裏)良八月四日鶴長、悔過所が小豆などを請うた「表請小豆」(裏)良八月四日小豆四升、附已上」(裏)「表請如作」(裏)月〇日高市廣野」などがあり、受領文書として「支官舍人應志」(裏)受物戸四口(裏)天平勝宝八歳八月十六日」(裏)5回)がある。また、次の2点は使役關係の記録である。



第5回 宮・佐佐木

1点(第2回)あり、一面に「諸司解文年」、他面に「諸司解二字年」とある。(田中 庄)

官跡の発掘で、調査地域の性

(表)「病一人
見十三人
里金通
五百石
己上一人差原
多行新
刀佩
良吉方昌盛
病方昌昌

(表)「病一千升六把十人
妻女十五人
五百石
丙上一人差原
多行新
刀佩
良吉方昌盛
病方昌昌

(表)「四月十四日領上毛野智忠
妻女十五人
五百石
丙上一人差原
多行新
刀佩
良吉方昌盛
病方昌昌

(表)「四月十九日上野豊源
妻女十五人
五百石
丙上一人差原
多行新
刀佩
良吉方昌盛
病方昌昌

同時に起こったAA区域の調査では、總数55箇点の本簡が、調査地域の各地点から出土した。出土遺物は、土塹

殿九人(死)〔九月廿二日〕の2点は、この地域の性格を推定するのに重要な史料となる。

貢進物の荷札では、皆関係のものではなく、調査では通有のものほかに、「上道郡浮浪人調取一連」(若狭国三方郡竹田里浪人黄文五百石三斗)(第3回)の2点は浮浪人の調貢の荷札で注意をひいた。中男作物では、「上野國経野郡小野郷主物部鳥麻呂戸中男作物鹿脯代難」(裏)は、中男作物として規定品の代りを貢進している点と戸主名を記している点は、これまでの多數ある中男作物貢進荷札とは違っている。その他に、米・赤米の貢進荷札もあり、米貢進の1点には「參河國飯」(裏)都佐尾里海部字麻呂為稻米五斗 和銅二年十一月无口帳(裏)「麻呂」とあって、これまでに検出した本番のうちで最も古い年紀をもつている。また、題墨片が

笠置寺調査概要

美術工芸研究室

昭和39年8月27日から29日までの3日間、美術工芸研究室は笠置寺の調査を行つた。

笠置寺には、すでに、重文に指定されている貞慶筆紙本墨書きの地蔵講式一巻、弥勒講式一巻と、建久7年8月在銘の銅鏡がある。

美術工芸研究室は、これらの指定物件のほかに、笠置寺を訪れ、貞慶関係の遺品がまだほかに現存しているのではないか、それらを調査するのが目的の一つであった。この調査を企画したのは、美術工芸研究室は当研究所創設以来の研究課題である南都諸大寺の研究がある。この研究課題の対象寺院の一つとして興福寺があるが、興福寺と密接な関係をもつ貞慶の寺院であり、また、南都とは密接な関係をもつ笠置寺をえらんだ。

藤木謙初の頃、興福寺別當宣憲に従つて法相・律の二宗を学んだ貞慶は經摩会の講師となり、宮中にも召されて後鳥羽上皇、關白九条兼実の信教を得たが、建久3年(1192)、山城の笠置寺に移り、16年後には海住山寺に移つた。この間、唐招提寺で御魂念仏会を始めたことにはあまりにも仏教史上著名なことである。また、舍利の十種をたゞえ

し、笠置寺に壯麗な経台を作つてこれを安置したといわれ、なお、親音信仰をすゝめるなど、法相宗に新しい宗教的要素を加えようと努力したのも貞慶であつた。

笠置寺中興の祖はこの貞慶である。彼は熱心な弥勒信仰者で、この寺に移つてから笠置寺の復興に努め、頼朝の特別の寄進など得て、三重塔、般若台等の諸伽藍をおこし、寺運は旺盛をきわめた。貞慶によつて漸く綴集の美を整えた笠置寺も、「太平記」が物語ることで元弘の兵火は、その景觀を罹災焼滅に免し、その痛手は長くつゝき、その後、少しの酒呑はみられるもの現在に及んでいる。

調査の結果は、繪画、彫刻、工芸分野で特に調査目的に適応する遺品は見当らなかつた。

いま、こゝに紹介する遺品は、貞慶と直接関係の有無は別として、工芸遺品として取扱われるとともに、笠置寺の弥勒信仰に関連するものとしてみられるものであろう。

和鏡(鳥櫻草花文様) 1面 藤原時代 青銅製
径 3寸3分 緯高 1分5厘

六器 1個 鍊金時代 銅製

口径 2寸6分 底径 1寸6分5厘

高さ 1寸5厘

これらの遺品は笠置寺の本尊ともいべき白石に彫成された弥勒菩薩石像の周辺から出土したものである。尊像の左右の土が雨に洗われて飛ばしていたので、前庄穂がその土の表面をならすため手入れをしている際に発見された。現在、正月堂と呼ばれている礼堂のようなお堂の真向いの巨大な自然石に彫られているので、今では仏像らしき姿は少しも見えない。元弘の兵火かかつての尊像を消失してしまつたものであろう。

この弥勒菩薩の由来は、笠置寺縁起にみられるごとく、笠置に出頭した天智天皇の皇子が、鹿を追つて危難に遭われた時、山神鬼魅に若し私の命をたすけていただければ、この巣に弥勒菩薩を刻みたいと

念じられたら、そ

るようになつた。

本法思想による末法到来の危機をもつともよく示すのは、各種の經典を書き、それらを地下に埋め、弥勒菩薩出世のときまでこれらを伝えて衆生滅度に役立たせるという理経の流行であった。この場合、書寫した經典ばかりではなく、仏器仏具や鏡などを一緒に埋納したことはあまりにも明らかのことである。笠置寺のこの鏡は、埋經に関連するものと思われるが、何時頃の埋納かわからない。製作は藤原時代の作品で鏡のもので縁の高さも1分5厘。地中にあつたためいたみもかなりひどく、全面に鏽がついているが、文様はよくえられる。藤原期特有的情態ある文様で草花と二羽の鳥を中心とした弥勒菩薩も、すでに行

われていたと考えられる。

六面は一側しかみられないが、もちろん、埋納された時は四面のものがあつたらう。銅製で全面に鏽が厚くついているが、鏽がすりおと

直慶入山の動機もこんなところにあるのではあるまいか。笠置寺に対する信仰が盛んになつたのは末法思想が一般に浸透してからて殊に、貞慶がこの寺に移り弥勒石仏像に対する信仰に益々拍車をかけたことに帰因するだろ。そして笠置寺が弥勒仏の靈地と仰がれるようになつた。

第2回 八 器

された所は美しい御の光がみられる。

底面に針書きがあり、「一岩」とよめるが、一岩とは何を意味するか判らない。しかし六器の底面などにはそれを使用するお堂の名や、寺の名、または坊の名などがよく刻されていることから推測すると、この「一岩」とよめる名称は梵名か坊名ではあるまいか。小さい形のものであるが、張りもかなり強く透影からみてこの製作年代は鎌倉期とを考えられる。

この六器も鏡と同じく理経に開発する考え方されるが、鏡と同時期か、別の時期の埋納か不明である。

このほかに、出土されたいたみのひどい経筒、経筒を入れた巻などがあるが、何れもその製作年代に差があるようだ。したがつて、これらの遺品が何時頃、如何なる形態で埋納されたかはわからない。しかし、これらの遺品は理経思想に結びつけて考えられるものではあるまいか。

偶然の機会で見出されたこれらの出土品は断片的で笠置寺の弥勒信仰形態を解明するには、ほど遠いかもしれないが、よき資料たることには間違いない。

正規の組織をもつた弥勒石仏周辺の発掘調査が可能なならば、笠置寺に一つの大きな資料を提供することにならう。
(守田公夫)

緒　　画

笠置寺の仏画は32件(6点)を数えるが、寺史と直接に関連するものは、わずかに2件(4点)があげられる」ととまる。

製作年代についてみると、鎌倉時代1件(1点)・室町時代4(7)

笠置寺の仏画を標表

江戸時代27(1890)にわけられる。数的にその主体をなす江戸時代の作品は、数点の版彩色の作品をふくみ、眞言系の通見のものが多い。そ

のなかでは、紙本版彩色如来與神像(第1号・高さ28cm)の画面左下に「宝山集海印施」(第68番)という文字が胡粉地を透して見えるのが、ちょっと注目される程度である。

ここでは、寺史と仏画史の両面で、若干の資料価値をもつ中世の作品を紹介することにする。

國像抄、卷第九、講天土(口傳抄題)

1巻

朱、硯青、群青、黄色顔料で成彩を施した図像画では、肉身部などに淡い象嵌をおこなつてゐる点もみられ、色數は少いがその顔料は上質であつて、高雅な印象を与える。この鎌倉中期頃の風尚を伝へる1巻には、いろいろ注目すべき点もあるが、既に発表しているので、それを省略されたい。

笠置寺経筒起、卷子表

3巻

紙本着色、卷子表

第一巻

室町時代後期

題	幅(全紙)	1003.38
紙	29.78	
紙(全紙)	43.80	
紙	24.80	

各7段

笠置寺「笠置寺経筒起」
透徹密別筋入

第2巻

指(小字) 1197.58
一紙(共第1-3紙手写) 49.18
紙數 31紙
各10段

これは前述の明和5年修補の折の不手際かとも想像される。
補綴補正の試案はつきのようになる。

見返し・初紙

第3巻	
稿(小字)	1213.08
一紙(共第1-3紙手写)	48.88
紙數	25紙
各10段	9段
詞	8段

見返し・初紙
参考人(第2巻共)

3巻の内書は、天文7年書写的
冊子本笠置寺縁起(笠置寺縁起、大
日本名勝全書・古文書編)所載によ
つてある。

第1巻は創建より鎌倉時代の貞慶上人にいたる縁起を、第2・3巻
は元弘の乱を語る。第2・3巻は縁起証卷というよりも笠置山を舞台と
する太平記の合戦結果という性格があらわである。このことは、各戦
の明和5年(1768)に、笠置山衆徒より奉行にあてた裏打表具などを整
理の願状に「(上断) 繼縁起太平記 武者書入(下略)」とみえるこ
とも一致している。ところで、いま縁起を天文本縁起と校合して
みると、第1巻では事項の省略と、語句の省略、小異が指摘される。
第3巻は一段一行の条目であり詞書の敍述が極端に省略されているの
がめにつく。ところが第2巻については、若干の錯誤が入られるが、

〔第2巻 補綴の補正〕

試	案	覆	本
<u>詞 第1段 第5段前半</u>			
一	西段後半	かくて「兩日の朝は…」	
二	五段前半	同九月一日に笠置城へ高橋氏征(こうじゆせい)…」昭の	
三	五段	同九月日六時頃の向(後)精	
四	七段	同九月一日に西郷野(ナカニシノマチ)にて四分の手分して「四	
五	八段	同六日(さき寺)にしの口(式家の勢)…」	
六	九段	一安(伊賀)の住人すやまの藤(義高)…	
七	六	「かたしけな もり んの んし 体を…」	
八	七	「かたしけな もり んの んし 体を…」	
九	八	「かたしけな もり んの んし 体を…」	
十	九	「かたしけな もり んの んし 体を…」	
十一	一	村上源君の御身がわりに」と云…」	
十二	一	「かたしけな もり んの んし 体を…」	
十三	二	「かたしけな もり んの んし 体を…」	
十四	二	「かたしけな もり んの んし 体を…」	
十五	三	「かたしけな もり んの んし 体を…」	
十六	三	「かたしけな もり んの んし 体を…」	
十七	三	「かたしけな もり んの んし 体を…」	
十八	三	「かたしけな もり んの んし 体を…」	
十九	三	「かたしけな もり んの んし 体を…」	
二十	三	「かたしけな もり んの んし 体を…」	
廿一	四段	西	五至(五至)西(西)月廿日(月廿日)東(東)の作(作)。

画風については「手みられる。

第一巻を中心として描いた画家と、(昭3・5回) 第2・3巻の中心となつた画家のそれ(第4・6回)とが区別できるのである。

前者の画風が第2・3巻中にもみられ、その逆に第1巻中に後者の画風もみられるから、画風の2種は制作年代の2期を示すものとは考えられない。前者は、人物より絵葉を得意とし、山岳樹木の表現は伝統的構法を踏襲している。筆力は著しくて、表現は固くやや窮屈であり、画風は固い。

一方後者は、背景を大胆に省略し、色調も明るく、前者に比してひろびろとした空間に暢ひ暢びとした画面をつくついて、絵画的にはたのしく、より近世的感覚をもつて描かれている。

しかし、それでも、画技は端正をかき、構圖に優しい。いわゆる「新良縁」と称されるものの、それも初期に属する作風とみてよいと思う。

このほか中世仏画の作品としては、絵本着色泥塑図(昭22年1月、甲260回)一編があげられる。制作は室町時代の後期。色調は淡白で、蒼細丁寧な技法がみられ、南北系の作風を示している。故その伝によると、南北朝開寺より得来のものという。

また紙本着色白毫上人画像(昭100.4月、甲538回)一編、絵本着色阿彌陀三尊図(昭3.3月、甲358回)一編は、それぞれにちよつと注目すべき点もあるが、いずれも構法がひとくじ、原意を想像することが難しい。(早田 實)

註

(一) 桃嶋・笠置寺藏『因縁』第九卷 大和文化研究 第9巻第10号。

(二) この象は天文本源記によれば、むしろつぎの第3段と前後をかわるであるが、結論構成の点では、紙画を考慮すると、試案のようにならざるをえない。

(三) この象は紙画ともに前後とはつきりとわかれるので、2段にわけて考える」とともである。

第 5 回

第 6 回

春覺寺 地藏菩薩立像造像記

美術工芸研究室

奈良県宇陀郡室生村下佐間の春覺寺にある地藏菩薩立像はこれまでにも紹介され^[註1]、またすでに重要文化財に指定されている像であつて、その独特で優美絶麗な作風と精緻で繊細な戒金文様には注目すべきものがあるが、また本像には台座墨書があつて、それによつて造立事情や、かつて本像に納入文書類が奉蔵されていたことが知れる興味深い像である。ただし納入文書類はすでに散逸して現存しないので、その詳しい内容は確かめられないが、なお台座墨書にはそれを補うものがある。

そこで、こゝにあらためて全文を掲げ、それによつて知れることに若干検討を加えておきたい。

台座墨書は本像が立つ蓮座の茎下段板（繪材・印字の事・裏面の墨）^[註2]の裏に記されるもので、その書体から多くは康元元年（1050）の造像記である。なお、これ以外にも、その余白を利用して縱横順序不同に寛永2年（1625）の修理工墨書が追記されるが、ここではそれらを整理して、便宜的に造立期墨書の文末に添記しておいた。（また、ほかに修理期納入文書の断片三紙があるが、これらはこゝでは直截関係しないので省略した。）

①總三尺地藏菩薩像一尊始自康元之年歲三月十二日迄于同四月
「一」日造立畢

大仏子〔子ノ上ニ書〕^[註3] 酬刑部法橋快成^[註4] 生年 小仏子〔子ノ上ニ書〕^[註5] 快成治^[註6]
已上自木造至子緑色細金仏子并據上

持蓋御身之木者以大佛殿正面口西脇替柱之
切一向用之

②佐間春覺招提寺佛舍利一粒御身奉蔵如法

經一部小阿彌陀經一卷三藏教所謂本願經三卷
刪定成本一卷三十頃諸院羅尼一卷一百尊地藏
像六寸阿彌陀像一株五藏國姫信悟都^[註7] 地藏。
所被奉蔵圖也

③財子僧尊智法眼弟子快智大夫法師墨書也

緑色頭巾^[註8]尊智法眼弟子也

〔下段後漏〕

④於山城國相樂郡隨願寺
東小田原華嚴院利那

願主金剛佛子寂沒
生年
西十七

〔以下別筆文別〕

一 手宝珠⁽¹⁾ 蓮華奉造立寛永二年⁽²⁾ 三月十五日 阿闍梨⁽³⁾ [未定]
時之佐⁽⁴⁾ 一門

〔上段略書〕

此地蔵菩薩者下笠間之正淨土寺之持物也

さて、右の台座墨書きは大要次のように構成される。すなわち、第一に造立年月日および造立仏師名と、造立経過が知れるいわゆる造像記の項(①)、第二に像内納入の奉籠物の項(②)、第三に肘子彩色絵の項(③)、第四に本願僧の項(④)である。

そこで、これらを順次に概略検討すると、まず造像記については、これによつて本像が康永元年(1336)三月十二日から四月一日にわたる約二十日間を要して、大仏師刑部法橋快成と三人の小仏師によって造立されたこと、またその木作りから彩色、乾金、津壇に至るまで、それぞれ持番した工匠がそれに当つたこと、さらに用材は東大寺大仏殿の正面西脇の待柱の余材を利用したことなどが明らかとなる。

大仏師刑部法橋快成および小仏師とみられる快尊、快舟については、いずれもこれまでの検討の限りでは確かな史料がなく、これだけでは裏してどのような系統の仏師か詳しいことは明らかにできない。

しかし、かつてその名の類似から快成を巧匠安阿努陀快慶の弟子⁽⁵⁾と見るむきのあつたことや⁽⁶⁾、あるいは快尊を東大寺中門多聞天像(1195)、東大寺僧形八幡神像(1203)、新大仏寺本尊(1206)に快慶と名を列している同名快尊とみることは、本像の作風が快慶の様式つまり安阿努様とはかなり相違があり、また本像造立の康元元年(1336)との間にかなりの時間的差があるので、単純に断定することはできない。追つてこのことは本像の様式系譜を明らかにする重要な問題であるので別に詳論したい。

次に墨書きは像内奉籠物の件名を連記しているが、これを整理すれば左のようになる。

- 一、唐招提寺仏舍利(前開事題)
 - 一、如法經
 - 一、小阿弥陀經
 - 一、本願經(三藏教所題)
- 三卷

第114図 地蔵菩薩立像(部分) 春寛寺

一、刪定成本(四分律刪定比丘成本)

一卷

一、三十頃(唯識三十頃)

(一卷)

一、諸陀羅尼

一卷

一、地藏菩薩像

百林

一、阿弥陀如來像(像高6寸)

一軀

一、五藏國(迦信僧都が地藏に奉讃されし國)(一圖)

一卷

これらは大別すると、舍利、經文、仏像に分けられるが、いま経文のうちでも「三藏教所謂本願經」の真意を理解し難い。おそらく像の本軸である地藏本願經を指しているのであらう。

また百林の地藏菩薩像とは印仏(崩仏)のことであろう。源信が地藏に奉讃した五藏國は、清涼寺供養像の五藏國を連想させ興味深いけれども、高麗にて先例を知らぬ。

それはともかく、これら奉納物に二つの性格があるのが認められる。すなわち、如法種、阿彌陀如來像、五藏國のようないわゆる淨土教的性格の經典類と、他方、唐招提寺舍利と刪定成本にうかがえる律的性格のものである。しかもこれに唯識三十頃が加えられるから、これらが南都教化に関連しているものであることは間違いない。

一般に仏像奉納物には、本願者の願文や本願經典類、あるいは結縁關係者の交名などが納入され、これによつて本願の趣意や造立事情などを明らかになる場合が少くないが、先の淨土教經典類はさておき、本願では、のちにみれる本願僧金剛子寂沒が西大寺關係の律僧であることを考慮すると、とくに招提寺舍利、成本、三十頃の奉讃は注目に値する。

招提寺舍利がこの期の南都でいかに重要な役割を果していったかは、たとえばこれが再興東大寺大仏や、興福寺弥勒像に奉讃された事實をはじめ、かの貞慶、寛廣、智尊などによる輿説、舍利信仰、つまりいわゆる南都律學復興の事蹟にてらせば容易に考ける。

また、成本、すなわち四分律刪定比丘成本が律學の基本的成本として、南都律學に不可欠のものであつたことを考慮すれば、これらが本像に納入されていることは、本像に一応この期の南都律學が及んでいたことを示すものと解される。

次に、快智(尊智法眼の嫡子)および尊達房朝命(尊智の弟子)の弟子彩色のことは、この期の南都給所松南院座の師資相承の關係を明確にする重要な記録であるが、これについてはすでに指摘されるところであるので省略する。なお、これに附隨して、詳述する必要がないけれども、本像が造られた東小田原鶴頭寺がこの頃興福寺大乘、一乘圓院家のいずれに所属していたのか明らかにし難いが、いずれにしろ極端に南院座(一乘院所属)の事蹟がこの寺に及んでいることは、同地域にある西小田原山淨福寺の現存するこの期の造像を考える際に、なお注意してよいことだとと思う。

次に、墨書の最後は、本像が忌別された場所、すなわち山藏國相來郡東小田原鶴頭寺のことと、本願僧金剛子寂沒(生年四十七)のこととが記される。

東小田原鶴頭寺は、淨福寺と改記事など限られた史料によつて、長和2年(2012)に領善を本願として創建された寺と伝えられるが、いまだに廃寺となり、これが当初いかなる性格の寺であったものか、まことに謎である。

ほんと知ることができない。しかし、少なくとも健食曰降は西小田原淨瑞寺がそうであつたよう」、南都教学の及ぶところとなつて、たゞは建暦2年(1212)9月19日の日付をもつ「唐招提寺御念仏山結善事」(唐招提寺藏本)では、中川寺成身院や淨瑞門などとともに招提寺御念仏会に参じてゐることが知れる。また、淨瑞寺は久安6年(1200)に伊豆僧正一乗院惠信の延命以降、興福寺一乘院の御祈願所となり、謙倉初期は降においては、御舍利講

井一品經講就一千日願頃のこと

(建久5年)、御八幡(正治2)。

貞慶の千基塔供養(建仁3)、おらに貞慶勸道招提寺御念仏事動(建仁6)のことなど。(淨瑞寺藏本)によると、南都教学的性格を多く含んでいた。おそらく隣接の東小田原淨瑞寺の性格も、これに似たものがあつたことと推察される。

ところで、一方本願教対證については、「宝治2年(1280)精

註
宝治2年將來律三部配分状(海屯王寺藏)

(1) 田村吉水「春草寺の唐と鎌倉後像に就いて」(「史述と美術」一八

古文書)によると、假尊の高弟

(2) 前掲註引出論文

(3) 前掲註(2)

第2回 国宝「行持記」(法華三部配分状)の配分を受けた照道房対證の名前

大部はこれよりさき、寶治2年(1244)に覚知、定算が撰文して宝治2年に將來解説したものである。假尊が興福寺常喜院に学び、前代の貞慶、成知などの律学系譜を次いで謙倉中期の南都教学復興に大なる力を尽したことは周知のことであるが、寛源とは実はその假尊に名跡比丘戒を受け、將來律三天部の配分を受けたというほどの高弟であったのである。したがつて本像に前述の招提寺告利や成本が奉籠されるというのもわざとめて当然なことであったと解されよう。

以上要するに本像の忍辱像の背後には、謙倉中期における南都律学、ことに西大寺假尊に開拓する寂澤の思慮があつたことを指摘した。したがつて今後の南都造像史研究の、なかでも南都律学系譜をめぐる貴重な作例として再評価されるべき像といえよう。

なお、こゝでは一切後村の余裕がなかつたが、さらに忍辱像史の問題として、本像の優美な作風や7種に及ぶ繊細な戒堂文様、さらに胸前の衣の襟縫に沿つて肉身部を差し込む特殊な構造など、その独特な造形手法が、現存淨瑞寺の謙倉断刻ときわめて親近感をもつていることを指摘できるか、これらの造形上の問題については別に稿をあらためて詳述したいと思ふ。

(長谷川 譲)

ついで、「宝治2年(1280)精

の名前が確かめられる。将来律三

西大寺奥院骨堂調査概要

歴史研究室
建造物研究室

西大寺中興の祖、興正菩薩寂尊を葬った奥院の中に、株瓦葺切妻の小さな納骨堂がたつてゐる。周りの壁は五輪形の板塔婆を重ねうち合せて、四方共閉ざし、南面中央に径15cmの内外の円孔をあけ、それより納骨することになつてゐる。板塔婆をはずさない限り、中にはいれない建物で、西大寺でも、ここ四五十年の間は中にはいったこともないということであつた。

当研究所は西大寺の総合調査を行つてこの建物についてその意味を調べたい希望を持つてゐたが、たまたま元興寺極楽坊で、その庶民信仰資料について調査研究している伊藤久嗣・木下千珠丸二氏も同じ希望であることを知つたので、両氏の援助を得て、昭和39年9月10日より22日に至る14日間を費して調査し、この建物は鎌倉時代末に遡る可能性があり、當時の納骨堂として特殊な建物であると判定する成果を得た。こゝにその調査の概要を報告する。

二

され、内部は堅い格子があらかじめられ、北に2本、東西面各1本をのこして数多かつた格子の大部分が乗つてられた。もつとも南面にも格子風にうちつけてあるが、これは、そこに扉があつた時の方立であると知つた。これらの格子には、歯や骨をおさめた小さな木製の五輪小塔がうちつけてあつた。四方の柱にあるものを合せると約120基を計え、墨書きのあることが普通で、永正・大永・天文・永祿・天正・文祿・慶長・元和の年号を読み得た。また外側開口の板塔婆のうち、南面中央にある不動明王の描かれたものは寛永14年、内部の北側にあり阿弥陀如来像の比較的よくうているものは文祿3年、東側南寄りにあるものは承応と年号のみを読むことが出来た。

なお、建物の床は土間で、中央に五輪石塔婆の地輪をうける基礎として剝離形座をもつて台石が3片に破れてはいたけれど、据えられたまゝにあることをみつけた。

三

調査して、建立当初の部材と見られるものに、柱、貫、格子、方立、離合、小屋束のあることがわかった。それらの材料とそれにのこつた跡によつて、この建物は次のように復原することが出来た。

平面は2メートル(約7尺)方で、土台にめぐらした布石の間に柱を

たて、上下に厚い貫を通して固め、その間に薄い貫を、上下の貫の外面に合せ正わたらし、貫間

面及びそれの上
下共に土壁とし
た。

第1回
外側は東北西
の3面7枚宛の
厚い瓦塔壁を地

この建物のことを、西大寺では骨堂と呼んでおられる。その呼び名の如く、納骨した木製五輪小塔をうつける施設としての、いわゆる納骨堂で、打ちかえられていない永正の銘を有する五輪小塔によつて、この建物の存在の上限を二階、その頂におくことには誤りがない。たゞし、柱が大面取になつてゐるのはその限りをさらに超るものであること、中央五輪石塔の座の剝形曲線が、こゝ本院の本体である興正寺蔵塔のそれに通じ、同じ院内墓地に見られる文慶3年銘のあるものと異つてゐることを考へ合せて、かなりさかのほらせることが出るのではないかと想する。

さるに、この墓地に関する文献である「妙蓮真和尚対記」によれば、今の骨堂の位置は、その名で呼ばれる建物のあつたことが知られる。ゆえに、永正より以前に何等かの都合でたてかえがなければ、建物の建立年時を、その記事の嘉慶4年にまで遡らせることが可能となる。(杉山儀三)

貫(下)と飛貫(中)とに釘付けとし、内側は格子を地貫(下)と飛貫(上)とに粗く列べうちつけそれに納骨した木製五輪小塔をうち納めた

たゞ前面は納骨するために出入り出来るよう扉を設けたらしい。扉の形式はわからないが、大体は、のこつている組・羅教・方立によつて推定可能である。

柱の天が切られているので、高さはわからないが、現在の高さ2m35cmよりわずかに高い程度のものであつたであろう。

小屋及び屋根については、わずかに棟梁が残っているのみで、角梁にはとの材料が見られないにせよ、今のように切妻であり、瓦葺であつたであろう。たゞ棟瓦葺ではなく、本瓦葺であつたと推定してよい。

第2回 内部五輪塔(亡失)の台座

遺記 安町向代木の紀生銘を有する則透の御塔壁と木製五輪塔についても精細な調査が必要と感したが今回はその建築を明らかにするに止めた。なお調査を許された西大寺方丈と調査幹部の労をとられた元興正寺職務の方に感謝の言葉を述べた。

阿伽井及阿伽井屋について

建造物研究室

一はじめに

第22次平城宮跡発掘調査で発見のある井戸が発見され、各方面に報道された。それと類似のものに園城寺（源貢院大津山）金堂西側の阿伽井及びその附近があり、奈良では東大寺のものが、お水取り行事と共に知られる著名である。

仏教辞典によると「阿伽」とは「神聖な水」という意味の仏教語であることが判る。

平城宮で検出のものを直ちに阿伽井及び阿伽井屋に結びつけて考えるのは過当でないと思われるが、此處では古い寺院にある井戸と番屋について少しく紹介してみよう。

二 阿伽井について

東大寺のお水取りは嚴寒若狭井から水を汲むことが行事の中心をなしている。現在この井戸は神聖度のあまり阿伽井屋の内部構造は専ら者には一切秘密にされているが、その構造については、東大寺要録院第四、「二月堂の項」に記載する。

（前略）今聞古ノ石、東寺和焉、或始六時行法時、二月終月初夜之終後、神名帳（劫）諸神、山岳諸神、皆悉影照、或越、與、福祐、或（諸）神守護、而（諸）神守護、而（諸）神守護、諸神受持、而（諸）神守持することができたという乗用阿伽井の物語を載せている。

法之末、晚以參会、聞其行法、隨喜應援、當迎可奉、獻醜御水、之由所示告也、時有黑白二鶴忽穿雲石延地中出飛走揚、樹枝其二邊甘泉湧出香水充満、問覺作石為阿伽井、其水澄映、世罕無綱、被大明神在三石抜國造敬也、國人崇敬之、大威勢、前有大川、用水呼吸、奔波涌流、由獻其水、河夫渴盡、俄無流水、是故俗人号無音河云々、然則一月十二日夜、至後夜時、確行業等下三集井邊、向被大明神在所、加三持井水、以三加持力、放其水瓶滿、半時汲取入香水瓶、不令斷絕、自余相承產為三故事、從天子勝定之比、至千今時、及三四百歲、雖經數百年、其瓶內香水淨溢湖、飲者除患身心無病、執猶如無然也、八功德水矣、

と書かれていて、その井戸が2ヶ所から湧出している由来と作石で覺んだ井戸側の構造を明示している。

以上は東大寺要録院第四、「二月堂の項」の抜粋であるが、この記録には阿伽井屋のことはふれていない。

奈良に於ける阿伽井屋でもう一つ著名なのは秋葉寺の大元帥明王出現の井戸である。賴翁の秘抄問答第十三によると、昔常光師が秋葉寺の阿伽井に臨んだとき、本底に急懶の影影が現じたのを見、奇妙の思いをなしてその形を因縁したが、漢奸人唐のとき、その姿と同じの本尊を捧げることができたという乗用阿伽井の物語を載せている。

城壁裏の阿御井の由来も平安時代初期否それ以前に開拓することが知られるのである。現在の井戸は、一辺1m80角であるが、下方は木枠、その上に自然石を積みしつくしてつめ、その上が切石の枠、更にその上をコンクリートで塗り固めている。深さは約1m、底には3cmぐらの砂利が一面に敷きつめられているのが透き通る水を通して見える。その東背後にも別に小さな井戸があるが、これは庶民に水を汲まざる。そのための後世の設備である。

寛永9年の古図による

と、旧境内の西北方2町半に幾地（さかは）がある。

あり、それを「阿御井森」としている。現本堂の背

後に弁天池や圓池の跡

が、「三ある。一方南門外の八所御靈神社には雪水が湧き、金堂跡南前面にも井戸がある。

これらを結ぶ「三の

水脈が交つたところが大

元明王出現の阿御井の位

置なのである。

このような湧泉の伝説

的信仰は大和國ばかりではない。山城國にも數々ある。中でも平安時代初期の開拓とされている醍醐寺にそれがある。醍醐寺新嘗祭上御體

御准制堂碑、草創事に、崇徳院・天慶院・天慶院事に、奉立之時、尊師者吉親寺僧正、室家弟子也（中略）

安延記云、堂建立之由來、尊師者吉親寺僧正、室家弟子也（中略）

安延記云、堂建立之時、奉立之時、尊安惠間御井之音、有白髮老翁、搔除木葉、以左右手、教水飲云、阿波乳醍醐味哉、忽然失矣、爰知化人之飲水、尊師至水許、御覽之、水自地出、高湧出為後見之、注置此石於水處、又賀准制堂號、為不可思議勝地（下略）

とある。この名水の味いを形容した仏教語の「醍醐味」からこの寺の名を得たものであり、上醍醐の井泉の存在が、この寺の根本を形成したものであったことを想像しよう。

弘法の草創と阿御井との關係は古くは近江園城寺にもある。

『寺門伝記補錄第六 阿御井由り寺号』によると、

長等山東境一区在焉、天智天皇、太政大臣皇子大友之宅地也、器備地頭、形勢奇絕之築也、其間有水、名「御井」、水之為、体也不測、不異、甘而且濃、妙異八德、冬夏無增減、实是無雙靈水也。

真觀10年（元）賈誠大師始至于當山時、逢三大友都塔半廢亡、大師問「焉」、乃寺題曰園城、更名「御井」者何也、大友応曰、御

毛西湖有井、天智天武降載三皇降臨之時、把此井承以孫玉貢、時俗因而名曰「御井」、號之此也「立御史」俗復以「水名寺」呼曰「御井寺耳」、大師聞之深以惑心、即復改「御井」三、而名是據斯三三井之義、亦取「把此井承」以為「三井寺頭之御井」遂至「於慈

尊三会之期」之由「吾耳」、爾來即以「三井」為寺号也。

ある。（第三回）

阿伽井の構造を略述すると、清泉の周辺は自然形の石を組んで、あたかも平安時代東三条殿の千貫泉や高麗院の竹泉のようにしており、その南西隅から今日でも音を立てて湧出している。ただ北外側から手分阿伽井屋へ入り込んだ石のあること、東正面から格子戸を通して覗くと3個の石が鉤合よく立てられており、それに通注管がはられている。むかしと及南の水際には板石風のもので囲つてあり、これは立石とはうまく調和しそうにない。

以上の諸点から見て、昔からこのような施設であったかどうか疑問視されるのである。このはか清泉の存在が著名社寺草創に直接関係影響を与えていたものは全国に夥しく、神祇の名となり、祭祀や伝教行事件の名となり、神職僧侶の姓名又は土地の名稱となつてゐるもの多く、日本人が如何に清泉を神聖視し、その宗教的利用に同心を寄せていたかが判らう。

三 阿伽井屋

以上は清泉即ち阿伽井についてのべたのであるが、ここではその覆屋である阿伽井屋について説明する。

まず東大寺阿伽井屋はいつころでき、その作者は誰なのか。東大寺上院中通帳（二月堂）によると

（前略）

後白河天皇 食堂盤体極人珍機法印
湯屋阿伽井屋仁秀大師種
別当勝賢前種悟正

ある。後白河法皇は建

久3年3月13日崩御、勝賢僧正は建久7年6月22日卒去であるから寛秀の死はその間であり、健つて藤末縫初にかけて修行衆の一人であつた寛秀によつてはじめて阿伽井屋が建られたものとすることができそうである。

その様式構造は、軒行3間（中央1間は8尺、他は6尺9寸5分）。梁間2間（柱間6尺5寸）單層切妻造、本瓦葺である。四

周のうち南側の版扉の出入口を除き、あとは全部板壁となつてゐる。（第1回）

（第2回）

秋篠寺の阿伽井屋については、その造営年代や作者を詳らかにしないが、秋篠寺真言院縁起一巻奥書き保延五己未歲正月八日（仁喜時代書写）によると

（前略） 保延元年六月中 嘉風賴願兵火忽起而一山既成焦土稍得以奉出於講堂之尊像及防護講堂一字故令達之於觀音便灑於上庭以不日成再建香木閣及移築本堂焉然七堂不全復於日製也興福矣乎（下略）
とある。この記録は全面的に信ずるわけには行かないが、仁明天皇の

御宇（889-925）當時小乘猶常勝が太元明王の尊容を得て、この阿伽井の名声を得る前後において、その香水上に覆屋をかけて、その汚損を防いだことが考えられる。

國城寺阿伽井に覆屋のできたのがいつの頃か不明であるが、泉辺の石組の方が先行することは前にものべた通りである。現存のものは慶長年（1596）頃にここで新築されたものとも伝えられる。

石組の方は中央1間は6尺5寸他はすべて5尺。桁行3間、梁間2間、柱間は中央1間は6尺5寸他はすべて5尺。単層、向唐破風板皮葺である。角柱で、唐様の三斗を入れ、正面中央に藝役を見せている。正面は格子戸で外側から覗き見ることができるほか、他は3方板壁である。背面を除き、欄間に花唐間を入れている。

總て化粧屋根裏で北面の小壁には極彩色の雲紋楽器などの模様が美しい。

阿伽井屋とその周辺の立石群とを見くらべると、その石組は最初からここに湧泉の覆屋を想定してのものと考えられなくはないから、覆屋と共に周辺の石組はかなり変更があったとせざるを得ないようである。おそらく上古三帝のゆかりの聖泉として、その保存の意味から覆屋の出来たのは、相当早いのであろうが、桃山或は江戸時代初期の覆屋とは形狀に於ても、規模に於ても少し違つたものであつたとみたいたい。

四 おわりに

はじめに断つておいたように、第22次調査検出の井戸と覆屋とは色々の点で異なるのであるが、湧出する地点が平城宮側の場合は水上泡方面からの浅い溝谷地形に於ける地下水の一露頭であり、他が何れも庄

陵地の湧泉であること、井戸枠及び覆屋については清泉の保護のため本製又は作石による枠を以てし、入口を除いて他の3方は板壁で閉つてある点などは類似しているのである。（森嶋・半川善泰）

註

（1） 東大寺の阿伽井及び阿伽井屋の内裡のことが知りたく、寺の関係者に聞かせたところ、未は井戸の底から湧出するが東方よりも西側流入するものらしいこと、ただ昔から井戸の水底が浅く、ズツタ様の柄杓で汲むと少し砂がまじるということだけが判つた。

（2） 「寺門伝記補足御井由付寺号等」の一節
補井名「御井一義、天子井池、中略」是故天子御井之源、必有御井、若雨應、恭帝代宮城、即ち有敷御井也。

（3） あり天智天皇の山御井、天子の山御井、長玉子の山御井などとあるが、天智天皇の御井を引て山城國愛宕郡二井神社、大和國宇陀郡御井神社、美濃國多賀郡御井神社、但馬國安多郡御井神社、出雲國船橋郡御井神社、河出宮御井神社などがある。同神祇御井跡時祭式には鎮木祭、御神神祭、御井祭、御川木祭などがある。大和國の社寺でも多くの实例を挙げてるので参照された。

（4） 國城寺金堂裏室碑に「慶長四年十一月吉辰」とある。また慶長内裡中元和45年頃建立の推定的年齢が正保4年に円満院門跡に移建されてゐる。ほとんど時を同じくして慶長内裡中の御車寄せがここに移される可能性もなしとしない。

昭和39年度平城宮跡発掘調査概要

平城宮跡発掘調査部

昭和39年度における平城宮跡の発掘調査は、調査部の拡充とともに大規模に進展し、調査回数は16次から23次にいたる8回、発掘面積は361アール(3.61ヘクタール)に達した。以下にその概要を述べるが、昭和38年度末におこなった第14次調査の成果のうち、昨年度の年報に収録できなかつたものをあわせて報告することにしたい。

本年度は宮城の買収ならびに国道24号線ハイバスの建設計画と関連して、宮城の四至を明確にする必要にせまられたので、宮城の東西南北の各方面につき、宮城門または大垣築地を含む区域を1~2箇所ずつ選定して発掘をおこなつた。また別に、昭和34年以来継続的に調査をおこなつてきた通称一矢通り北側の地域においても、これまでの発掘の空隙をうすめてこの方面における調査に一段落をつけるため、2箇所にわかれて発掘をおこなつた。

個々の調査の調査回次・地区名・期間・面積については第1表を参照されたい。

第14次調査(続) 宮城西面

38年度年報に収録できなかつた第14次調査後半の成果として、年報の外題と弥生式時代の集落跡について報告する。

△南面外題▽

昨年度の年報で報告した奈良時代遺構の下層から、弥生

第14次調査の際、宮城西面の大垣の外側は史跡指定地外にあるため全面発掘をおこなわなかつたが、この部分に平安宮と同様な外牆の存在が予想されたので、小規模なトレンチを2箇所に穿つて牆の存否を検討した。その結果築地から幅約10.4mの壇地をへだてたところに外牆の北縁を検出し、壇内から判読できない木簡と物部器その他の木製品を見出したが、トレンチが小規模であつたため牆の幅と深さは確定できなかつた。

△弥生式時代の集落跡▽

昨年度の年報で報告した奈良時代遺構の下層から、弥生

調査回次	調査地区	調査開始年月日	調査終了年月日	面積
14	西南隅 6ADH, F,I,J,K,L	38. 12. 7 ~ 39. 3. 31	37.4	
14	朱雀門 6ABY, D,E,F,G	38. 2. 10 ~ 39. 10. 24	35	
17	朱雀門内方 6ABX, P,H,I	~	~	33
18	西南隅地 6ADE, P ~ 6ADP, J,K	38. 5. 4 ~ 39. 6. 13	35	
19	内濠東外堀 6AAC, M	38. 5. 4 ~ 39. 8. 25	9	
20	内濠北外堀 6AAO, F,G,M	39. 7. 29 ~ 39. 11. 11	34	
21	東面北門 6AAC, B,D,H,I,N	39. 11. 16 ~ 40. 3. 10	63	
22	東面中門上 6AAC, P,Q,R,S,T,U,V	39. 11. 30 ~ 40. 5. 15	31	
22	東面大門 6AAF, A,B,J,K,N,O,P	40. 2. 4 ~ 40. 7. 3	43	
23	北面東地 6ABA, N ~ 6ABN, B	39. 10. 3 ~ 39. 11. 24	7	

第1表 昭和39年度発掘調査状況

式時代後期の大規模な集落跡を見ついた。もつとも集落の範囲は発掘区域の境界をこえて、四方の未発掘区域に及んでいるので、全貌の究明は今後の調査にまたなければならない。今回の調査で検出した遺構は、住居跡20個所、埋葬施設2個所を含む多数の土壙と穀倉の構である。遺物は多量の器物式土器と炭化米のほかに少量の石器と木製品を挙げた。住居跡は形状から次の三つに分類できる。

B、円形の竪穴住居

2 個所

A、方形の竪穴住居 7 個所

C、比較的小型で、いずれも内部に炉がある。SB1477・SB1506の2個は竪穴の内周にそつて浅い溝をめぐらしてあるが、他のものはこれをしていない。柱穴の明瞭なものは認められなかつた。

SB1506 では住居の上部構造が崩け落ちたらしく焼化した。

いずれも中央に炉を設け、竪穴の内周にそつて浅い溝をめぐらしている。SB1478ではこの溝の内側に7個の明瞭な柱穴があつた。

C、周囲に溝をめぐらした平地住居 11 個所

方形状またはそれに近い平面を持つている。一边6m前後のものが多いが、なかには大型のものがあり、最大のSB1575は一边が12.3mである。周溝は幅1.8~4.4m、深さ20~50cmで、溝で囲まれた内部はある。周溝は幅1.8~4.4m、深さ20~50cmで、溝で囲まれた内部は田地表が削平されたためであろうか、SB1565以外は炉・柱穴が全く認められず、土器類もほとんど残つていなかつた。

住居跡の重複は各所に見られた。ただし、SB1555とSB1577は、近接しているが周溝の一端を共有しているのであつて、重複しているのではない。

型式を異にする住居の重複は、AがBに切られたもの1例 (SB1477)、AがCに切られたもの2例 (SB1505・SB1576) がある。

いずれの場合もAが他の型式の住



第1回 第14次調査弥生式時代集落跡

D、下層遺構実測図

1 個所



第2回 第14次調査下層遺構実測図

居で切られているから、Aが最も古い型式であると考えてよからう。BとCが重複した例はないが、Cの周溝から出る土器が今回出土した

土器全体のなかで、やゝ新しい様相を示しているので、Cが後出の型式である可能性が大きい。

各所に散在する土壇のうち2個所は、内部に大型の壺棺を収めているので、明らかに埋葬施設である。その一つのSK1431は住居跡SB1478を切つてつくられている。SK1431とそれにつながるSK1484は

南方の未発掘地域にのびる大きなもので、人工の土壇か自然の凹みかは明らかでないが、内部の堆積土から土器のはか、一斗に達する炭化米と、梯子その他の木製品の断片を発見した。

出土品の大半を占める弥生式土器は、大部分が発掘区域の西部を斜に横切る2条の大きな溝と土壇 SK1431から出土した。器形は壺、長颈壺、甕、鉢、台付鉢、片口壺、手焙形土器、甕、片口壺、高环等の各種にわたり、様式は畿内第五様式に属する。

第16・17次調査

朱雀門付近

宮城南面の中央にある朱雀門と、その内方に接する地区を発掘し、

朱雀門・東西脇門・南面大垣築地のほか、橋2条、掘立柱2条、溝15条を検出した。

朱雀門 SBD1800は、南半部が道路と池堤の下にあるため、北半部だけを発掘した。門の基礎はかなりの程度まで後世の改変を受けたが、なお掘込みの地下地図めど、門の棟通りおよび北側柱通りの礎石下堅め石を検出することができた。推定基壇の大きさは東西約32m南北推定約17m。門の平面は横行5間(約35m) 縦行2間(約10m)

で、各柱間は約5mの等間である。

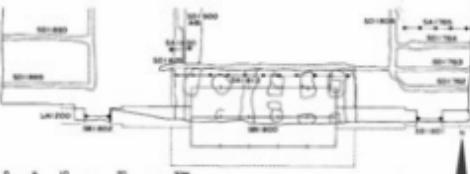
第15次調査で発掘した玉手門の遺構に較べると、基礎の正面幅が等しいにもかかわらず、奥行が長いのは、玉手門が单層、朱雀門が重層であつたことを示すものと考えられる。なお、朱雀門基礎上の北縁には、

門崩落後に通路を閉鎖するような形で設けられた角柱の構造 SA1812があつた。朱雀門にとりつく南面大垣築地 SA1300は、北半を検出しただけであるが、本体の基礎部幅は約2.7mで、北側に幅3.5mの大走りと、幅50cmの側溝 SDT162・SDT188を設けていることがわかつた。この側溝は東西とも朱雀門の手前で北へ折れ曲り、門ま

で連しない。

朱雀門の南北中軸線から約24mはなれた対称の位置には、築地にあけられた東西二つの脇門 SB1201・1202がある。どちらも築地本体の中心線上に立てた2本の掘立柱(高さ約4.3m)からなる簡単なものである。東脇門では掘立柱の北に接してすえられた廢灰岩切石が残つており、西脇門では同様の位置に玉石が敷きならべてあつた。いずれも運取り付けに開削した施設と考えられる。

以上述べた朱雀門および築地の周辺からは多量の瓦が出土したが、その軒瓦の90%までは藤原宮出土品とおなし文様のものである。



第3回 朱雀門遺構実測図

東脇門の北約16mのところには、東西にならぶ獨立柱構 SA1765 とその南にそう溝がある。これと対応する西脇門の北方でも、同様な溝を検出したが、柵は存在しない。

朱雀門の内方は大きな広場になつていて、これまで吃天門を想定していた位置にも、建物の痕跡は全く見当らなかつた。この広場を南北につらぬいて、朱雀門から宮城の奥に通じる道路があつたらしく、朱雀門の内側から、幅約23mのバラス敷きが北に走つてゐるが、発掘区域の北部では後世に削平されている。

このバラス敷きの東西両側には、各一条の溝が南北に走つてゐる。東の溝 SDI905 は、朱雀門の手前38mのところで一たん東に折れたのち更に南に折れて、最終的には大垣築地の側溝 SDI747 に接続する。西の溝 SDI900 は、一つの溝が上下に重つており、上層の SDI900 口は門の手前で東の溝と対称に近い形で折れ曲り、築地の側溝に接続する。下層の SDI900A はそのまま南に直進して、朱雀門の基礎によつて断ち切られている。したがつてこの SDI900A は、朱雀門近傍以下の溝である。

この SDI900A には、朱雀門北方35mのところに、杭と小枝を用いたせきが設けられており、せきの上流にあつた溝底の凹みからは、「通所」を含む9点の木製のほか、動物骨器・茶器等の木製品や土器を発見した。

第18次調査

西面大垣内側

宮城西面の中門と南門の中間ににおいて、西面大垣の内側にそろ細長い区域を発掘した。西面の大垣築地 SA1900 はほとんど現在の堀道と

昭和26年鹿児島県立歴史博物館

重なり合つてゐるため、道路敷からははずれた東側大走り基礎地図めの東縁を検出するだけにとめた。

大垣築地の内側には、秋篠川本系の旧河床が北から南にのびており宮城造営の際にこれを理立てていることがわかつた。しかしその理立ては、はなはだ不完全であつて、旧河道は宮城造営後も幅20~25m、深さ1.1m前後の南北につらなる凹みとして、宮城内にその名残りをとどめていたようである。

この凹みを横切つて、東西独立柱構 SA1970 がつくられている。凹みの最も深い箇所には、柵列の柱間の一つをつらぬいて、柵と直交する2条の杭列 SK1975 が残つてゐる。この杭列は90cmをへだてて併列し、両列の上端が八字形に交叉するよう前に打ちこんである。おそらくこの上に土盛りをおこない、暗渠として使用したと考えられる。その北方12mのところにも、同様な施設 SK1982 が検出された。

右の SK1982 のすぐ東には、数十本の杭を方形にめぐらした意味不明の造構があり、さらにその区域内には円形の土壠 SK1979 があつた。土壤内の堆積土中からは、金屬利器のための木柄(種口)、鉛錠とともに、「...□打合釘□」と記した木簡が出てゐるので、付近に貯蔵関係の工房があつたらしいことが推測される。

第20次調査

第20次調査

通称「一条通り」の北側では、昭和34年以来継続的に調査をおこなつて来たが、今回、西・東の二個所にわかつて発掘した第20次調査をもつて、第2次内裏内郭北側での調査に一応の終止符をうつた。

第11次調査区域と、第13次調査の西地域の間にはさまれた狭い地区である。南北番列 SA600 は、すでに第11次調査の際北端の5間を検出していたが、今回の調査により、計23間以上の長い構造であつて、内裏の北部外郭を東西にわかつ機能を持つていることがわかつた。この区割りが、平安宮内裏の北方にある蘭林坊・桂芳坊の区割りに似ていることは、この区域の性格を考える上に一つの手がかりとなる。

このほか調査区域内では掘立柱建物3棟、井戸1を新たに発見し、

また以前の調査でその一部を発掘していった掘立柱建物2棟、井戸1を新たに発見し、それらは第2表に示す如く、すくなくとも3期にわかれられる。

地区	時期	通	柱	間	柱間寸法		南北
					横	縦	
西地区	A	SB 585	1×3×2	2.95	3.00	—	南北
		SA 630	23以上	2.90	—		
		SB 1015	8×3	3.00	3.00	2.10	
		SB 2121	5×3	2.25	2.10		
		SB 2190	3×1	3.00	3.00		
		SB 2155	3×2	1.95	2.10		
東地区	B	SK 2102	5×2	2.70	3.00	紀年木施出土 内裏塗地回廊	南北
		SB 2131	10以上	—	—	—	
		SC 060	—	—	—	—	
		SA 486	—	—	—	—	
		SA 488	—	—	—	—	
		SK 2101	7×3	2.80	2.80	紀年木施出土 西南方1.2m	
C	SB 1135	—	—	—	—	—	南北
	SE 2128	3×2	2.25	2.10	—	—	
	SB 2170	3×2	2.40	2.10	—	—	
	SB 2140	—	—	—	—	—	

SB 2155 はこの空地の北端にある。下部一段だけが残つていた枠板は、長さ1.6mで、それぞれ甲乙丙丁の番付が墨書きされている。井戸の周囲には方形に溝がめぐり、さらにその排水を南に導く溝がつくられている。

空地の南部には数個の土壙が重複しており、内部から計四三七点に連する木筒と、各種の木製品などを発見した。そのうち SK 201 からは「天平勝宝二年」、SK 202 からは「神龜五年」「天平元年」の紀年を持つ木筒が出ている。なお今回の調査の東西両地区とも、大部分の北側柱列と、付属の廻廊岩用の東西柱列、内裏の南北柱列を発見し、これらをとりまとめて「一通を発見した。

通称「一条通り」の南側で、第2次内裏東曲築地回廊の東側から、宮城 SA480 と、内裏の東西北門（山門）にいたる間を発掘した。調査の第一の成績は、内

北外部をとりまとめて SA480 を検出した。これらはいずれも既往の調査で存在を知られていた遺構の延長部である。SA480 の雨落溝からは、三彩の丸瓦破片が出土している。

内裏北外部にあたる部分には建物が少なく、しかも北にかたよっている。今回新たに検出した建物は4棟にすぎなかつた。

発見した遺構は第2表に示す如く、すくなくとも4期以上にわかれ、第13次調査の結果を参照すると、今次の発掘区域を含めて SA483 の以東の区域内には、北を背にして建物がコ字型に配置され、内部は空地になつたものようである。

今回発見した井戸、SA2128 はこの空地の北端にある。下部一段だけ

が残つていた枠板は、長さ1.6mで、それぞれ甲乙丙丁の番付が墨書きされている。井戸の周囲には方形に溝がめぐり、さらにその排水を南に導く溝がつくられている。

空地の南部には数個の土壙が重複しており、内部から計四三七点に

連する木筒と、各種の木製品などを発見した。そのうち SK 201 からは「天平勝宝二年」、SK 202 からは「神龜五年」「天平元年」の紀年を持つ木筒が出ている。なお今回の調査の東西両地区とも、大部分が市町古墳の周濠を埋立てた整地面である。整地層の全面的な発掘は行わなかつたが、東地区では古墳の規模を確かめるため、前方部東南隅と、それをとりまとめて「一通を発見した。

第19・21次調査

第2次内裏東外郭—東面北門

通称「一条通り」の南側で、第2次内裏東曲築地回廊の東側から、宮城

裏大組の検出である。築地 SAT05 はすでに第13次調査の際、一条通りの北側でその一部を見出し、第2次内裏の外郭をめぐる築地であろうと推定していたが、今回その延長部を検出したことによつて、この推定に誤りのないことがわかつた。その中軸線がちょうど、第2次内裏中軸線の東方500尺（京里尺合5.5尺）に当ること、内裏内外と同一の計画によつて通常したことと示してある。

築地の東22mには南北に走る玉石積の大きな溝 SD250 がある。これは昭和3・7年に岸熊吉氏が、一条通り北側で発見した溝につらなもので、木田の畦畔の形から推測すると、さらに南方に長くのびているようである。その幅は1.6m、深さは1.5mであつて、宮城東部における排水溝の範囲と見なすにふさわしい規模を持つている。溝内の堆積は上下二つの砂層に分れ、下層からは「天平元年」「天平二年」の紀年のある木簡が、上層からは「天平勝宝」年より「天平宝字五年」にまたがる紀年のある木簡がそれぞれ出土した。さらにこれ等の層の上に、溝全体をおおむね黒土層が堆積していく。そのなかから「延曆元年」の紀年を持つ木簡と隆平永宝が出土した。

この大溝には東西両側から排水溝の支渠が流れこんでいる。そのなかで注意をひくのは、内裏内郭から築地 SAT05 をくぐつて大溝に注ぐ暗渠 SD2000 である。その横断面は逆台形を呈して、側は下部を凝灰岩の切石積とし、その上にさらに大きな玉石を積み足している。

つぎに宮城の東縁付近について述べると、まず東面の大門は、当初の築地がほとんど削除され、その痕跡らしいものがすかに残つてい

昭和29年宮城空堀調査概要

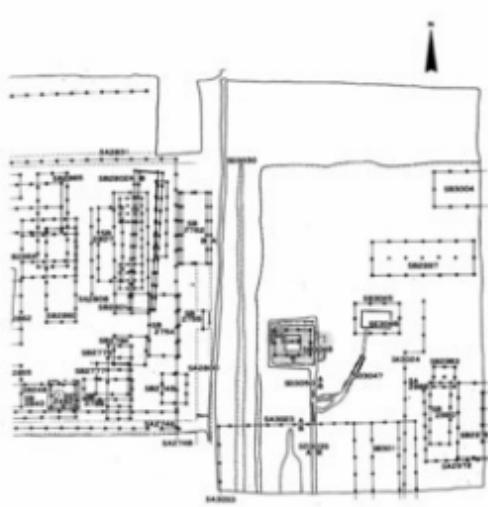


第4回 SD200 玉石積大溝

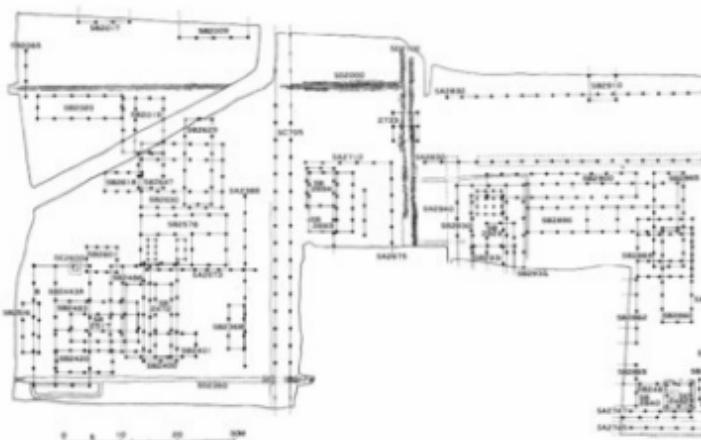
ただけである。のちに同じ位置に築地 SD2000 が再建されるが、これも南脇門 SB275 の唐戸敷と、瓦を用いた築地下の階裏の残骸によつて、ようやくその存在を知り得たにすぎない。

調査の主な目標の一つであった東面北門にいたつては、推定位置に同等の痕跡をもとめていかつた。このあたりは地盤が堅固であつて、南面・西面の諸門のような深い掘込み地固めを必要としないから、道構が簡単に削り去られてしまつたのであろうと考えられる。北門推定位置の内方は、道構のない幅12mの空地が東西に長く続き、その両側にそつて南北に走つており、この空地は道路であつたと考えられる。この道路と玉石積大溝との交叉点に橋 SN250 があるから、道路は内裏外郭築地 SAT05 にまで達してははずであるけれども、突当たりの築地に明確な門の痕跡は見当らなかつた。

この道路の南側、宮城大垣と玉石積大溝の間は、時期によつて構か
築地のいずれかで外側を曲した一区画をかたちづくつてゐる。
掘立住建物は上記の道路の部分をのぞいてほとんど全城から検出さ
れた。別表に示すようにそれらは少なくとも5期に分れるが、全体に
わたつて最も建物の整齊した時期はC期である。
井戸は内裏外郭内から1基、玉石積大溝と東面大垣との間の区画内
から1基を発見した。前者(SB2660)が方形であるのに對し、後者(SB2661)
は円形で、縦板を組んで構としている。前者からは木の股を利用
した丸形の人形を発見した。



(3)										(4)									
地区	時	造	構	柱	間	柱間寸法		備考	地区	時	造	構	柱	間	柱間寸法		備考		
						前行(奥行)									前行(奥行)				
東	C	SB 2900	櫛	1	0×2	2.70	2.10		東面北門外側	?	SB 2794	櫛	2×2	2.90	2.50				
		SB 2929	3以上×2		2.50	2.10				SB 2807	6×2	2.10	2.10						
		SA 2745	11以上		2.50					SB 2864	5×4	1.90	2.40	西北面					
	D	SB 2786	3×2		2.80	1.80				SA 2747	11以上	2.50							
		SB 2860	7×2		2.50	2.60				A	SB 2976	5×1以上	2.60	2.60					
西		SB 2932	5以上×4		3.00	3.00			東	SB 2997	6×2	3.00	3.00						
	E	SB 2755	1		3.0					SB 3004	3以上×2	3.00	3.00						
		SB 2762A	5×2		2.50	2.50	改築→B			SB 3045	3×2	2.55	2.60	東屋上屋					
		SB 2775	6×2		2.15	2.10				SB 3048	3×2	2.10	2.10	井戸上屋					
北		SB 2841	2×2		2.10	1.90			面	SE 3046									
		SB 2896	10×2		2.60	4.20				SE 3049									
		SB 2910	11以上×1		4.50	4.50				SD 3047									
		SB 2931	11以上×3		2.40	2.40				SD 3050									
門		SE 2842							北	SD 3029									
		SA 2746								SD 3035									
		SA 2800								SA 3024	8以上	3.00							
		SA 2831								SB 2980	5×2	2.15	1.75						
内		SA 2940							門	SB 3011	4以上×2	3.00	2.40						
	?	SB 2694	3×2		2.10	2.30				SA 2972	5以上	1.9							
		SB 2749	3×2		1.70	2.10				SA 3023	10	?							
		SB 2754	4×2		2.70	2.60				SD 3030									
		SB 2777	2×2		2.80	2.70													



第5図 第19-21-22次(南)調査実測図

第3表 第19-21-22(北)次調査発見遺構 (1)

地区	時期	遺構	柱間	柱間寸法 折行 垂行	備考	地区	時期	遺構	柱間	柱間寸法 折行 垂行	備考
内	A	SB 2443A	圓 圓	m m		内 裏 東 外 部	?	SB 2420	圓 圓	2.50 1.90	
		SB 2440	6×2	3.00 3.00	間仕切?			SB 2483	5×2	3.00 2.25	
		SB 2009	1以上×4	?	3.00			SB 2578	5×3	3.00 2.70	北面
	B	SA 705			外部塗地			SB 2618	3×1	2.15 3.30	
		SD 2000			廻状凹溝 路渠?			SA 2573	9	2.10	
		SB 2350						A	SB 2802	11×1	2.20 4.00
外	C	SB 2443B	7×3	3.00 3.00	西面			SD 2700			改築 瓦石敷き
		SB 2486	5×3	2.40 3.00	西面			SB 2693	5×3	2.10 2.30	東面
		SB 2629	5×2	2.40 3.00				SB 2801	7×2	3.00 3.00	南面
	D	SB 2020	5×2	2.10 3.00				SB 2840	4以上×2	3.00 3.00	
		SA 2388	10	3.00				SB 2930	4以上×2	3.00 2.70	
		SB 2017	?					SA 2675	5以上	2.70	
外	E	SB 2065	?					SA 2710	5	3.00	
		SB 2517	5×2	2.40 2.40				SA 2748	17以上	2.70	
		SB 2601	3×2	1.70 2.20				SA 2830	24	2.60	
	F	SB 2630	5×4	2.80 2.80	南北面			SA 2832	21以上	2.60	
		SB 2019	5×3	1.90 1.40	西面			SA 2808	5	3.00	
		SB 2472	5×3	2.70 2.55	東面			SX 2733			他
?	G	SA 2073	4以上	1.50				SB 2855	9×3	2.50 ?	
		SE 2600			方1.2m			SB 2862	9×4	2.90 2.70	南北面
		SB 2368	3×1	2.40 2.70				SB 2865	7×2	2.40 2.50	

第22回調査

東面北・中門外側

宮城の東側で、北門外側と中門外側の南北2箇所にわかれて発掘をおこなつた。発掘箇所は、主として旧東一坊大路の道路敷に当るが、国道24号線バイパスの建設候補地となつてゐるため、宮城外であるにもかかわらず、緊急に発掘を実施した。

△北地区▽

東面北門の外側に当り、第21回調査区域の東に接する。発掘区域の西縁では、第21回調査によつて検出した東曲大坂塚地(SA280)の東を、いに、幅約7.5mの塙地と、側溝SD3030が付属することがわかつた。その東には時期のさかのぼる溝SD3031が併行して走り、さらにその東には南方のびる溝の一端とみられるSD3032がある。これらの溝のうちいずれかが、南地区で発見した外塙につらなるのであろう。

東一坊大路の路面は、溝SD3030から標列SA3024のあたりまで、幅約30mの範囲にひろがるバラス敷の平坦面がそれに相当すると考えられる。またこれと直交して、北門推定位置から東方に、幅約11mのバラス敷がのびてゐるので、ここに坊間の路の存在を推定した。

北門推定位置の正面からすこし南にはずれて、東一坊大路の中央に二つの井戸がある。西の井戸は蓋屋を持つ方形の井戸で、周囲に方形のバラス敷と溝をめぐらし、東溝が南に延びて排水溝SD3050になつてゐる。東の井戸は長方形でやはり覆屋がある。その溝水は東西隅にとりつけた鋸歯の木桶にあふれ出るようになつてゐるから、

泉屋と称すべきものである。その排水溝SD3047は南西に導かれて、西の井戸からくる溝SD3050に合流する。

この二つの井戸は、

奈良時代の前半期につくられ、いく度かの改修を経ながら長期にわたつて存続している。

溝SD3030の上層から

発見した「宝龜元年」の木簡は、これらの井戸の下限を推定する有力な手がかりとなる。

発見した獨立柱建物

は、第4表にかけたのは、第4表にかけた

のなかの古いものは東部に偏在してゐるから、大路の通行に支障を生じなかつたであらうが、のちにはSB3011とそれと付属する標列SA3023が、大路を横断して設けられるから、東一坊大路は完全に道路としての機能を失つてしまつたにちがいない。

なお、さきに述べたSD3059からは、「寶龜」2年より天平勝宝八歳にいたる紀年のある木簡とともに、造営司関係の木簡や墨書きがでており、付近の遺跡の性格を暗示している。

△南地区▽

東面中門の外側に当り、東一坊大路と一条南大路が交わる地点と推定されていた区域である。



第6図 SD3109 溝

最初に宮城の東限を示していた施設について述べよう。

(1)では北地区で不明瞭であった東面の外壁を確認した。SD3236・A・B・Cがそれである。幅は妻垣より2回の改修がおこなわれている。

最古の層の底から、外堀跡近く以前に宮城を示したらしめ構 SA3235

を抽出した。外堀の西方にも南北橋 SA3237 があるが、SA3235との前後関係はわからぬ。從来は、この橋のすぐ西側にある駐車場を、東面大塁地の名残りと考えていたのであるが、その位置に築地らしい構造物は今のところ見当たらない。かえて、從来の大塁推定線の西10m

を抽出した。外堀の西方にも南北橋 SA3237 があるが、SA3235とのところ、

予想もしなか

つた大きな溝

のところに、

一応外堀と、その東方に併行する溝 SD3237 にはさまれた幅約23mの

範囲を推定した。一条大路は從来の推定位置に、道路の方向と直交し

していくつもの橋や溝が走っているので、果して道路が存在したのかど

うかははなはだ疑わしい。

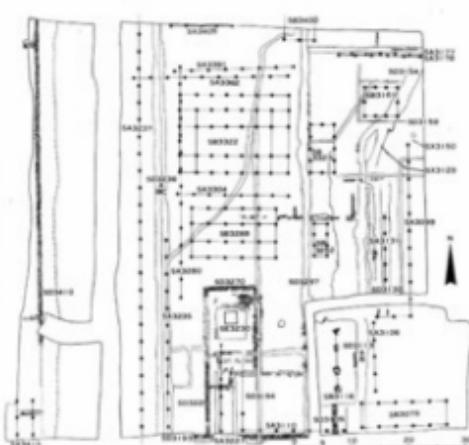
次に道路について述べる、東一坊大路の路面は明瞭な痕跡を欠くが

右の大きな溝の西側に建てられたのであらうが、今後の調査にまちた

い。

東面中門の遺構も從来の推定位置には発見できなかつた。おそらく

右の大きな溝の西側に建てられたのであらうが、今後の調査にまちた



第7図 第22次調査南地区実測図

第4表 第22次調査南地区発見建物

建 物	柱 間	柱間寸法		備 考
		前 行	奥 行	
SB 3079	間 5×1	3.00	4.20	南へのびる？
SB 3116	3	3.00		門？
SB 3161	3×2	1.90	2.00	礎石建物
SB 3252	3×1	1.90	2.30	南北橋
SB 3288	5×3	2.90	3.00	南北橋・北岸廊
SB 3322	7×5	2.70	2.70	四面廊
SB 3323	4×2	2.10	2.10	

北地区と同様この地区においても、大路はやむ時期の降る2棟の掘立柱建物(SB3322・3388)と付属の構によって完全に閉塞されてしまう。この建物は両側の溝 SD3236 と SD3237 の中間に正しく位置しているから、両側の溝が存続していた期間

に造営されたことは疑い。

東一坊大路の推定範囲より東の区域は、溝・橋・建物等の遺構が鋪設しており、現在発掘結果を整理中で、結論はそれをまちたい。ただその北半部から、懸樋に類した木製の導水施設を発見したこと、南部で基壇の上に立つ礎石建物 SB316 を発見したこと、南半部で宮城の上に立つ礎石建物 SB316 を発見したことと付記しておくる。

遺物のうち顯著なものとしては、第 SD3159 内見見の一「彩繪破片」と SB316 付近から相当數発見された綠釉焼破片がある。本筒は発掘区域の各所、特に溝内から散発的に発見した。全体として、遺物の品目や形狀は宮城内と全く變らないから、上記した宮城外の遺構も、平城宮に付属した施設であると見て誤りないであろう。

第23次調査

北面大垣築地

そのため、もの幅を知ることはできない。築地本体の基部が全く失われているので、その位置を的確につかめなかつたが、地図の左縁から 4.5 田おいた内方の、幅 1.6 田ほどの部分が特に意につき固められているので、その部分に築地の本体があつたものと推定した。築地本体を推定した位置の下層からは、築地築成以前の時期に宮城の北邊を画したと考えられる獨立柱 SAM30 を発見した。

築地の外方には、調査前に予想していたような外堀がなく、かわりに築地基礎地図めの外側にそつて、幅約 1.6 田にわたる粘土質の整地層があり、その北縁に瓦の堆積が認められた。

築地内方の宮城内に当る区域は、後世にいちじるしく削平されていて、奈良時代の遺構は全く残つていなかつた。

宮城の北面中門推定位置から東に約 100 田へだたつところで、北面大垣築地の内外両側を発見した。

この区域にはもと、北面大垣築地の痕跡と考えられる土塁状の高まりが残つていたのであるが、昭和 39 年春頃、土地所有者がこれを全面的に削平し付近を整地してしまつた。今回の調査は、右の現状変更が遺跡におよぼした影響を調べ、あわせて、第 14 次調査の際宮城の南縁で確認されたと同様な外堀が、この部分にも存在したかどうかを確かめるためにおこなつたのである。

発掘の結果、もと土塁状の高まりがあった個所の下層から、北面大垣築地 SAM30 の基礎地図めを発見した。この地図めは地山を握りこますにつくられており、現存の幅 1.6 田、南部が大きく破壊されてい

るため、その幅を知ることはできない。築地本体の基部が全く失われているので、その位置を的確につかめなかつたが、地図めの左縁から 4.5 田おいた内方の、幅 1.6 田ほどの部分が特に意につき固められているので、その部分に築地の本体があつたものと推定した。

(黒山浩一・工藤善通)

奈良国立文化財研究所要項

一、調査研究概況

A 研究研究

1 平城宮跡発掘調査

2 西大寺調査

本年度は第16と23次の8回にわたって調査をおこなった。(本文11頁・30頁参照)

3 上代絵画の研究

本年度は従来の各部門の総合調査の成果を検討するとともに、假想研究と関連させて仏教部門では

第1回発表の研究、題刻部門では著者仮説の研究、工芸部門では假想古利塔の研究をすゝめた。なおこれにともなって、南都佛教の背景を検討するた

めに、笠置寺の調査もあわせて行った。(本文15頁参照)

4 南都仏教絵画の研究

教学的背景と藝術的問題を中心に、中世仏教絵画の諸相を研究するもので、本年度は東大寺、秋篠寺、内裏寺などを奈良市内30余寺の寺院調査を中心

5 仏像納入金庫裏の調査研究

本年度は東大寺、奈良立像、大慈寺、地藏菩薩坐像、春対寺地藏菩薩坐像、西方寺坐像和來丈像などについて調査を行い、また収集資料の整理、検討をした。(本文20頁参照)

B 各種研究

1 美術工芸研究室

前々より引継ぎ、舍利塔の様式的研究を行っている。一回調査を終った作品は公表した。さらに透次公美の筆跡を運んでいるが、今回は、舍利塔と密閉とに特徴關係が見られるか、どうか、その点に検討を加えてみた。

2 美術工芸作品の伝統的系譜の研究

奈良國立文化財研究所彙報

工業作品の分野は広く、工芸作品の各分野にわたって伝統的系譜がたどれるものは、木材であり、技術であり、選定である。前年より引継ぎ、奈良の面に於てこれを調査研究している。

上代絵画の現存作例のうちで重要な位置をしめる落葉絵画について、その技法に主として留意しつつ唐招提寺金堂、藥師寺東塔、室生寺食堂、その他の奈良寺院の諸像を調査した。

3 上代絵画の研究

上代絵画の現存作例のうちで重要な位置をしめる落葉絵画について、その技法に主として留意しつつ唐招提寺金堂、藥師寺東塔、室生寺食堂、その他の奈良寺院の諸像を調査した。

4 南都仏教絵画の研究

教学的背景と藝術的問題を中心に、中世仏教絵画の諸相を研究するもので、本年度は東大寺、秋篠寺、内裏寺などを奈良市内30余寺の寺院調査を中心

に、資料収集をおこなった。

5 仏像納入金庫裏の調査研究

本年度は東大寺、奈良立像、大慈寺、地藏菩薩坐像、春対寺地藏菩薩坐像、西方寺坐像和來丈像などについて調査を行い、また収集資料の整理、検討をした。(本文20頁参照)

6 仏像解剖学的研究

奈良佛像や研究の一環として奈良佛像の形成とその伝承について調査研究するもので、本年度は秋篠寺、法華寺、大安寺、南都寺、白毫寺、東明寺

河内金泉寺等の諸像を調査した。

7 その他の調査

伊勢市教育委員会の委託にもとづき、同市等幾寺不動院など6ヶ寺について共同調査をおこなった。

B 历史研究室

1 仁和寺所蔵古文書類典等調査

昭和33年度以来継続して調査を行ってきた。現在3ヶ所に収められているが、書写類、御経藏の調査は完了し、日下寺中藏の調査に着手している。39年度の調査を含めて塔中藏収納聖教の中、8割余を調査したが、聖教の他に多數の版本・外典の類があり、40年度以降も継続調査する必要がある。

2 秋篠寺本堂小屋裏発見木札の調査

宝物出、断片合せて多數の木札が発見された。その整理結合を行ったところ、その数は現時点となつた。それらの内容は史料的に興味深いものがあるから、詳細を本文中に掲げた。(本文4頁参照)

3 仁和寺取藏庫建設地発掘調査

同寺は昭和40年1月1日から3月6日における調査は、東方部、西面、南面、北面の4面で、本坊前面(東方部)及び香林院前(西面)、(東方部)正面に取藏庫を建設するため発掘調査を行つたので、歴史及建築物研究室が指導した。

調査の結果、西方部には整地層がみられ、トレンチ内に3棟分の柱列及び井戸3基、土壇数ヶ所を検出した。東方部は、礎石跡がみられず、井戸2基を検出したのみで、建物遺構は全くみられなかつた。

なお、東方部の排水溝の断面構造が出土、南方部に溝構が予想された。西方部の遺構及び井戸は、出

土造物より平安末・鎌倉時代のものと推定される。

4 烏羽宮宮殿調査

歴史研究室と建築研究室とは、昭和39年2・3月にわたら、東京考古学研究会が行った鳥羽宮跡跡発掘調査に協力した。前年度に出た発跡と池打との跡方で、断打7間、梁間3間、周囲に構築をとりめぐらした建物の痕跡と西北隅に廳らしい建物のとりついている様子が見られ、「この建物の東、南に廊間のあること」去年の池打はこの建物を東から雨へと、とかかこんでいることがわかった。そしてこの建物跡と文献上の鳥羽宮殿の証金閣院御堂と確定した。

5 建築研究室

1 解体修理に伴う調査

奈良市教育委員会に協力して、興福寺北内堂・法隆寺御厨の調査・測定の調査をおこなった。

2 秋羅寺本堂の調査

秋羅寺本堂の遺構について調査をおこなった。

（本文へ戻る）

3 奈良市内古墳・古社寺の調査

奈良市教育委員会の依頼によって、不退寺南門、

多宝塔・本堂など、奈良市内の古跡家・古社寺の

調査をおこなった。

4 小堀瀬遺跡調査

小堀瀬の効率に関する資料収集は、從来各様の方法により行ってきたが、今年度は主として次のような調査を行った。

▲ 池の蓄水により作事に於ける伝達用歩道の可

能性を究明した。殊に公儀車公儀の作事に関し

ては、それが駿府の發難にすぎなかつたか、或は技術的な面で設計の點に問題を抱いたものか

或はほんとは現場で設計して施工を指導したも

のかなどを調べた。例えは京都南禅寺金地院、

近江の木戸城、江戸品川御臺屋、大和の興福院

の場合は如きである。

も所道具の張書きや附添品(筆頭や風呂毛利討伐風など)

により、その苦道具が専属していた苦座敷の

名前やその使い方の推定、例えは「^{トトロ}」と軒

合庵、軒合庵専用の風呂先屏風と香保温との関

係、軒合庵の制札など。

○ 関明天庫院無原教の起し跡園、松原名記、甫公

伝書茶葉尾羽真の想茶葉に掲げられた茶座敷の

平面や正面を強調して無原教無足風などの寸法と

比較検討する。

d 寛文5年から元禄14年までの間に、尼ヶ辻から

現地(奈良市法蓮)に移された興福院の建築の

うち、本堂、庫裏及び西門の構造及び開闢古

文書を調査し、それらの建物がすべて墓府の寺

社奉行及び郡山城主説解の上で、革公儀作事と

して行われ、本堂には通称障子の障紙(紙本原

も同寺所蔵)があること、本堂供養に当つて

本門も同寺所蔵)があること、本堂供養に當つて

通帳が奉行(實業役)と足利姓名推進している

こと、四脚門は本堂と同じ矢田村大工作右衛門

などであることが判つた。

重要文化財であることに間違はない。

▲ 法隆寺の蓄水により作事に於ける伝達用歩道の可

6 奈良市内における施設調査

は、南北朝時代に桶狭が山頂に城を構え、その後、

後村上天皇も時折詣ねられた由緒ある古跡であり、且つ赤坂千早の城跡や金剛城、東山の城跡地点としてもすぐれた景勝地である。山麓の湯屋は大昔から著名であり、同寺源記貢財帳、氏人湯宿解状案(春日神社文書)などによると藤原大臣が開いた古刹のあとと伝える。南樓門(重石)は鎌倉時代の建

立で、東西に河井の「王像(建治元年記銘)」を安置

している。本堂(元金堂跡)と南樓門との間、西

者を結ぶ壁上に東寄りにある小屋壁上に、塔心礎らしき礎石があり、それと対角的位置にも土壙があり

昔ての東西向踏跡かと思われる。庭園は本堂の西方

に展開している。

古寺寺の淨土式地盤は、主に祠堂前面に布設されるのが例であるが、このような側背面に配置されているのは、通家の位置と、その筋木と、それよりの流水を束側裏側の構築によって承えた箇所が、當塔配列にあつたことを思わせるようである。流水はその西北隅から湧出する水脈によつて流喪され、そのさわひたに、南樓門(東面4間、本面約350cm)を中心とする南北2メートル三列の中島があり中央が最も高、本堂西側から水橋をかけ、他の小島には中央の島から右腰に橋でつながる。舟才大、曳天、聖天の三柱が勧請されている。同寺には薬丈9年に創建された古堂があるが、現況とあまり変わつてない。南朝時代を降らない施設系と推定され

從來問題な調査のすんでいない奈良市内の古跡園
のうち、私財院跡（夷國合作廳・現知事公室）、摩
尼寺院（中山御製御用施設など中世庭園遺跡が専用私
人総ヶ池水系上）があること、小堀源氏らが駐在して
尼ヶ辻に創建し、竟て5年以降現在地に移った西園
院の現況などを確かめることができた。

C 研究概要

1. 昭和38年5月16日（於現地）

昭和38年度における平城宮の調査化
文化財と学習問題

沢村 仁
牛川義幸

2. 昭和39年11月7日（於本所）

天平の木本跡について

平田 寛
鈴木 充

3. 昭和39年9月5日（於現地）

最近の平城宮跡の整理調査について

河原純之
岡田茂弘

4. 昭和40年2月13日（於現地）

平城宮跡第21-22次発掘調査報告会

船木 光
八賀 喬

二 組 織

A 文化財保護法

（昭和三十七年五月三十日）

（昭和三十九年五月三十日）
（昭和四十一年五月三十日）

第二十一条 委員会の開催場所として文化財専門審
議会、国立博物館及び国立文化財研究所を置く。

第二十三条 国立文化財研究所は、文化財に関する
調査研究、資料の作成及びその公表を行う。

（國立文化財研究所の名稱及び位置は、左の通りと
定め）

奈良國立文化財研究所要項

D 昭和39年度文部省科学研究費交付金による研究

研究課題		種類	研究担当者	交付金
中世に於ける寺院制度の研究 （附仏教寺院建築を中心にして）	各個研究	田中 稔		100,000円
日本古代の手工業技術に関する歴史的研究	〃	狩野 久		60,000円
鎌倉時代後期と野小屋の發展	〃	工藤 主章		90,000円

する。

研究室
2. 平城宮跡発掘調査前に、その所掌事務を分掌さ
せるため、次の六室を設く。

第一調査室 第二調査室

第三調査室 第四調査室

保管整理室 史料調査室

（各室別に委員会会員十人以下）

3. 国立文化財研究所には支所を設くことができる。
4. 国立文化財研究所及びその内部組織は、委員会規
則で定める。

B 国立文化財研究所組織規程

（昭和三十七年五月三十日）

（昭和三十九年五月三十日）

（昭和四十一年五月三十日）

第一条 本所は、文部省文化財保護委員会会員制の
所掌事務を司る。

第二条 本所は、文部省文化財保護委員会会員制の
所掌事務を司る。

第三条 本所は、文部省文化財保護委員会会員制の
所掌事務を司る。

第四条 本所は、文部省文化財保護委員会会員制の
所掌事務を司る。

第五条 本所は、文部省文化財保護委員会会員制の
所掌事務を司る。

第六条 本所は、文部省文化財保護委員会会員制の
所掌事務を司る。

第七条 本所は、文部省文化財保護委員会会員制の
所掌事務を司る。

第八条 本所は、文部省文化財保護委員会会員制の
所掌事務を司る。

第九条 本所は、文部省文化財保護委員会会員制の
所掌事務を司る。

第十条 本所は、文部省文化財保護委員会会員制の
所掌事務を司る。

第十一条 本所は、文部省文化財保護委員会会員制の
所掌事務を司る。

第十二条 本所は、文部省文化財保護委員会会員制の
所掌事務を司る。

第十三条 本所は、文部省文化財保護委員会会員制の
所掌事務を司る。

第十四条 本所は、文部省文化財保護委員会会員制の
所掌事務を司る。

第十五条 本所は、文部省文化財保護委員会会員制の
所掌事務を司る。

第十六条 本所は、文部省文化財保護委員会会員制の
所掌事務を司る。

第十七条 本所は、文部省文化財保護委員会会員制の
所掌事務を司る。

芸術に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

(建造物研究室の所掌事務)
第四条 建造物研究室においては、建造物に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

(歴史研究室の所掌事務)
第五条 歴史研究室においては、考古及び歴史に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

(歴史研究室の所掌事務)
第六条 第一調査室、第二調査室、第三調査室及び第四調査室においては、所長の定めるところにより分担して、平城宮跡の発掘及び調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどり。

(平城宮跡発掘調査部の六室の所掌事務)
第七条 第一調査室、第二調査室、第三調査室及び第四調査室においては、所長の定めるところにより分担して、平城宮跡の発掘及び調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

3 史料調査室においては、平城宮跡に関する史料の収集及び調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

第七条 奈良国立文化財研究所に所長を置く。

2 所長は、所務を総理する。

この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

年 長	田中 桂	小林 順
昭和29年度	第一冊 尚都宮跡の作石と瓦	森 茂
昭和30年度	第二冊 西大寺散尊伝記集成	小林 順
昭和31年度	第三冊 仁和寺史料 寺院編一	森 茂
昭和32年度	第四冊 俊乗所遺品史料集成	坪井清足

奈良国立文化財研究所年報

年 度	名 称	著 者
昭和29年度	第一冊 仁和寺遺物の研究	小林 順
昭和30年度	第二冊 俗字梵釋文の復原的研究	森 茂
昭和31年度	第三冊 文化古墳	小林 順
昭和32年度	第四冊 金持神御殿の研究	坪井清足・鈴木泰吉
昭和33年度	第五冊 貴族の墓誌研究報告	森 茂
昭和34年度	第六冊 中世奈良文化史	坪井清足・鈴木泰吉
昭和35年度	第七冊 西大寺の遺物と書籍研究報告	小林 順
昭和36年度	第八冊 文化古墳	小林 順
昭和37年度	第九冊 日本の古墳と書籍研究報告	森 茂
昭和38年度	第十冊 平城宮跡 - 銀河時代の奈良の遺跡と書籍研究報告	小林 順
昭和39年度	第十一冊 菩提樹の研究	杉山信三
昭和40年度	第十二冊 行基の死後と其の影響	小林 順
昭和41年度	第十三冊 平城宮跡の早期の考察	小林 順
昭和42年度	第十四冊 「ムース」 - 金持神御殿の研究	森 茂
昭和43年度	第十五冊 平城宮跡の復元と書籍研究	守田公夫
昭和44年度	第十六冊 平城宮跡の復元と書籍研究	坪井清足(他)・田中(他)・工藤・田中(他)
昭和45年度	——	坪井清足(他)・田中(他)・工藤・田中(他)
昭和46年度	——	坪井清足(他)・田中(他)・工藤・田中(他)
昭和47年度	——	坪井清足(他)・田中(他)・工藤・田中(他)
昭和48年度	——	坪井清足(他)・田中(他)・工藤・田中(他)
昭和49年度	——	坪井清足(他)・田中(他)・工藤・田中(他)

ANNUAL BULLETIN
OF
NARA NATIONAL RESEARCH INSTITUTE
OF CULTURAL PROPERTIES

1965

CONTENTS

TEXT Page

A brief report on the investigation of Akishino-dera monastery	1
Wooden writing tablets unearthed in the Site of the Nara Palace in 1964	11
A brief report on the investigation of Kasagi-dera monastery	15
Inscription on the enshrinement of Standing Kṣitigarbha Bodhisattva kept in Shunkakuji monastery.....	20
A brief report on the investigation of the urn hall, innermost sanctuary, Saidaiji monastery.....	24
Well for ritual water and the hut containing it	26
A brief report on the excavation and exploration in the Nara Palace for the year 1964	30
Organization and Activities of the Institute.....	41

PLATES

Wooden writing tablets from the site of the Nara Palace.	
A well explored in the site of the Nara Palace.	
Relics unearthed in the site of the Nara Palace.	
A wooden tablet from Akishino-dera monastery.	
The Zuzōshō, a collection of Buddhist iconographic representation	
A standing statue of Kṣitigarbha Bodhisattva from Shunkakuji monastery and the inscription in black ink on its pedestal.	

Published by

Nara National Research Institute of Cultural Properties

Nara, 1965